

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年4月19日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成22年4月19日（月曜日）

午後1時1分開議
午後2時20分休憩
午後2時28分開議
午後3時34分休憩
午後3時40分開議
午後4時44分閉会

本日の会議に付した事件

平成22年度主要事業等説明

報告事項

- ①福岡市で発生した児童虐待が疑われる
暴行事件について

出席委員（8人）

委員長 溝口幸治
副委員長 内野幸喜
委員 鬼海洋一
委員 岩中伸司
委員 堤泰宏
委員 藤川隆夫
委員 松田三郎
委員 山口ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森枝敏郎
医監 東明正
次長 本田恵則
次長 松葉成正
次長 古森誠也
健康福祉政策課長 吉田勝也
社会福祉課長 中園三千代

少子化対策課長 福島誠治
障害者支援総室長 東泰治
障害者支援総室副総室長 西岡由典
医療政策総室長 倉永保男
福祉総合相談所次長兼
医療政策総室長 佐藤克之
医療政策総室副総室長 藤中高子
医療政策総室副総室長 松永寿
健康づくり推進課長 岩谷典学
健康危機管理課長 末廣正男
薬務衛生課長 内田英男
ねんりんピック推進室長 小原雅晶
長寿社会局長 江口満
高齢者支援課長 永井正幸
認知症対策・
地域ケア推進課長 古谷秀晴
環境生活部
部長 駒崎照雄
次長 谷崎淳一
次長 山本理
首席環境生活審議員兼
環境政策課長 野田正広
環境政策監兼
環境立県推進室長 家入淳
環境保全課長 松島章
水環境課長 田代裕信
自然保護課長 岡部清志
廃棄物対策課長 加久伸治
廃棄物公共関与政策監兼
公共関与推進室長 中島克彦
首席環境生活審議員兼
水俣病審査課長 寺島俊夫
首席環境生活審議員兼
食の安全・消費生活課長 小原忠隆

交通・くらし安全課長 松山昌紹
人権同和政策課長 吉田國靖
病院局
病院事業管理者 横田 堅
総務経営課長 大谷 祐次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫
政務調査課課長補佐 森田 学

午後1時1分開議

○溝口幸治委員長 松田委員からは、若干おくれるという御連絡を受けております。

それでは、ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第1回厚生常任委員会で委員長に選任をいただきました溝口幸治でございます。1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

ごらんとおり、本委員会には、委員長経験者の藤川先生、それから松田委員も委員長を経験されておりますし、副委員長、そのほかのベテランの鬼海先生、堤先生、岩中先生と、それぞれ論客もいらっしゃいますし、山口先生に至っては、一期生でありながら3期連続厚生委員会ということで、まさに族議員化しておるんですけども、そういったメンバーでしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

実は、内野先生と私だけが初めて厚生委員会に所属をするという、そういう格好になりますけれども、いろいろな施設を回らせていただいたり勉強させていただく中で、大変この委員会にはたくさんの課題があるということを確認しております。執行部の皆さん方としっかりと議論をしながら、熊本県のあるべき姿を追い求めて、1年間頑張ってもらいますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたし

ます。

じゃあ続いて、内野副委員長からあいさつをお願いします。

○内野幸喜副委員長 第1回厚生常任委員会で副委員長、大役ですが、御選任をいただきました内野幸喜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この1年、溝口委員長を補佐しながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の先生方、それから執行部の皆様方には御協力をよろしくお願いいたします。

お世話になります。

○溝口幸治委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介名簿に従い、課長以上をお願いします。

なお、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の役付職員名簿のとおりであります。

それでは、健康福祉部、環境生活部、病院局の順でお願いをいたします。

（森枝健康福祉部長～佐藤医療政策総室長、駒崎環境生活部長～吉田人権同和政策課長、横田病院事業管理者～大谷総務経営課長の順に自己紹介）

○溝口幸治委員長 それでは、自己紹介が終わりましたので、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思いますが、それぞれ長くなる課があるようでございますので、余り聞いているばかりだと、退屈もいたしますので、適当な時間で切って質疑を受けることもありますので、そのつもりでお願いをいたします。

それから、委員の皆さん方、執行部の皆さん方には、たばこをお吸いになる方もいらっ

しゃると思いますので、1時間程度をめどに、トイレ休憩も含めて休憩をとっていきたいというふうに考えております。

それでは、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 それでは、失礼しまして着座させていただきます。

健康福祉部の概要説明に先立ちまして、4月11日に福岡市で発生した児童虐待が疑われる暴行事件につきまして御報告させていただきます。

本児は、平成18年12月に育児放棄を理由として本県内の施設へ入所措置しておりましたが、母親からの引き取りの要望を受け、家庭復帰に向けて外泊などを行い、さらに、福岡市からの家庭環境調査の結果も踏まえ、家庭復帰させても問題はないと判断し、本年1月8日に正式に入所措置を解除したものです。

その時点での判断自体に誤りはなかったと考えておりますが、福岡市への引き継ぎが十分でなかったと思っております。このことをおわび申し上げますとともに、今は本児の一刻も早い回復を心から願っております。

今後は、このような事例が発生しないよう、より一層関係機関との連携を図り、再発防止に努めてまいります。

続きまして、平成22年度の健康福祉部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織機構でございますが、くまもとの夢4カ年戦略に掲げる長寿安心くまもとの実現に向けて、認知症対策を初め高齢者施策を重点的に推進するため、長寿社会局を設置し、局内に高齢者支援課及び認知症対策・地域ケア推進課を設置しております。ま

た、平成23年10月の第24回全国健康福祉祭くまもと大会「ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本」の開催に向けて、課内室であるねんりんピック推進室を課並び室にするとともに、専任の部次長を配置しております。

これらにより、当部は、1局2総室8課1室及び3課内室の構成になっております。

次に、平成22年度当初予算でございますが、長寿安心くまもと及び子どもの笑顔があふれる社会の実現のために各種施策に取り組むこととしており、一般会計予算の総額で1,262億8,000万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進については、熊本発の福祉の全国モデルとして広がりつつある地域の縁がわづくりや、その地域の縁がわに小規模多機能施設を併設した地域ふれあいホームの整備を推進してまいります。

また、地域の縁がわで触れ合いの輪を広げるため、新たに農業と福祉の連携に取り組む団体に対して支援を行います。

次に、生活困窮者対策については、生活保護の適正な実施やホームレスの自立支援、さらには、離職を理由に住宅を喪失したり、またはそのおそれのある方々への住宅手当の支給などに取り組むとともに、総合的、一体的な支援が行えるよう、関係機関、庁内関係部局との連携強化を図ってまいります。

また、新たに、刑務所等の矯正施設から出所する高齢者や障害者で、福祉サービスを必要とする方々への支援を行ってまいります。

次に、子育て支援については、豊かな自然に恵まれた熊本で安心して子供を生み育てることができるよう、地域での子育てを推進するとともに、熊本県安心こども基金を活用して、保育所の施設整備を推進し、待機児童の解消や施設の耐震化等の取り組みを支援してまいります。

さらに、ひとり親家庭の支援については、

子育てと仕事の両立が図りやすい在宅就労を推進するとともに、あわせて、生活の向上を図るための各種事業を実施して、ひとり親家庭を総合的に支援してまいります。

次に、高齢者への支援については、効果的な認知症の早期発見や治療のため、基幹型と地域拠点型の2層構造とした熊本モデルの認知症疾患医療センターのさらなる機能強化とケアの質の向上、地域体制の充実など、認知症高齢者対策の総合的な推進を図ってまいります。

また、要介護高齢者の方々が住みなれた地域で生活が継続できるよう、中山間地における居宅介護サービス事業所の開設等を支援するとともに、要介護状態や認知症の症状、家族の状況に応じて適切な介護サービスを受けることができるよう、平成23年度までに、特別養護老人ホームやグループホームなど、新たに約4,600人分の基盤整備を進めてまいります。平成22年度は、このうち約1,700人分を整備する予定です。

なお、平成23年10月開催予定の第24回全国健康福祉祭くまもと大会「ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本」について、県民挙げての大会となるよう準備を進めてまいります。

次に、障害者への支援については、障害者が自立し、地域で安心して暮らせるよう、就労支援等の日中活動系サービスやグループホーム等の居住系サービスなどの充実に向けて、サービス提供体制の計画的な整備を進めてまいります。

また、平成23年度からの障害者施策の総合的な計画である第4期障がい者計画については、国の動向や障害当事者の意見を十分に踏まえて、また、発達障害などの新たな分野への対応等を盛り込みながら、策定に取り組んでまいります。

さらに、障がい者が安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、障がい者への差別をなくす条例の平成22年度中の制定に向けて、

広く県民の皆様の御意見を伺いながら取り組んでまいります。

自殺対策については、現下の厳しい経済情勢などを踏まえ、県内の関係機関や団体とも連携しながら、引き続き、相談体制の充実や人材育成など、市町村を核とした地域での取り組み等を総合的に推進してまいります。

次に、地域医療体制の整備については、昨年度に造成しました地域医療再生基金を財源として、医師確保総合対策や救急医療対策に取り組んでまいります。

まず、医師確保総合対策では、熊本大学と連携して、地域が求める専門医や総合医を安定的に確保していくシステムづくりに取り組みます。

また、医師修学資金の貸与については、平成22年度から地域枠5名を新設して、計10名を対象としております。

救急医療対策では、ドクターヘリの平成23年末ごろの導入を目指して、必要となるヘリポート等の施設整備や具体的な運航体制の検討等を行い、熊本型救急搬送体制の構築に向けて準備を進めてまいります。

次に、健康増進・長寿づくりの推進については、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進するため、運動、栄養・食生活、たばこ対策、歯の健康などについて、子供のころから生涯を通じた適切な生活習慣の定着ができるよう、一人一人の健康づくりを支援してまいります。

また、全国的に見て人工妊娠中絶率が高いことから、教育委員会とも連携しながら、望まない妊娠を防ぐための調査分析や啓発を行っていくこととしております。

さらに、がん対策については、県内どこでも、だれもが高い水準のがん医療を受けることができるよう、新たに県独自のがん診療連携拠点病院を指定して、医療従事者の研修や相談機能の充実、情報の共有化などを支援してまいります。

次に、肝炎対策については、昨年11月に肝炎対策基本法が成立して、肝炎対策の基本理念や国、地方公共団体の責務等が明確化され、平成22年度から医療費助成制度が拡充されていることから、本県といたしましても、肝炎対策の一層の推進に向けて、患者の経済的な負担軽減について、さらに取り組んでまいります。

次に、全国的な感染の拡大が見られた新型インフルエンザについては、昨年4月末の発生以来、医療機関、市町村等の関係機関との連携を図りながら、医療体制の整備や学校等の休業、ワクチンの接種等、さまざまな対策の迅速な実施に努めてまいりました。

その結果、県内での急速な感染拡大を防止して、社会的・経済的な混乱を最小限に抑えることができたのではないかと考えておりますが、引き続き、第2波、第3波の流行や強毒型の新型インフルエンザの発生に備えて、必要な対策に取り組んでまいります。

最後に、平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、母子寡婦福祉資金の貸付金として1億円余を計上しております。これは、母子家庭を対象とした修学資金等の貸し付けに要するものでございます。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成22年度予算総額は1,263億8,000万円余となり、平成21年度当初予算と比較しますと、金額にして171億9,800万円余の増額、率にして15.8%の増となっております。

予算総額が伸びておりますのは、主として、経済対策として昨年度から造成しました各種基金を財源とした事業の増加によるものであります。

以上が平成22年度の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長及び課長が御説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○溝口幸治委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

吉田健康福祉政策課長。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

主要事業及び新規事業、説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、保健・医療の推進でございますが、本県の保健医療体制の整備の方向等を定めました第5次保健医療計画、これは医療法に基づくものですが、この計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療体制の整備や疾病に応じた保健医療対策を着実に推進してまいります。

次に、地域福祉の推進でございますが、県民だれもが安心して暮らせるようなまちづくり活動が、それぞれの地域の状況に応じて進められるよう支援してまいります。

具体的には、平成16年に策定いたしました県の地域福祉支援計画に基づき、市町村や民間団体の地域福祉に係る先進的な取り組みを支援していくこととしております。

1番の地域福祉計画推進・支援事業に記載しておりますように、現行の県地域福祉支援計画の計画期間が本年度までとなっておりますので、平成23年度からの次期地域福祉支援計画について、現行計画の評価や関係者などの意見を踏まえて、策定に取り組みます。

本年度に現行の地域福祉支援計画に基づき取り組む主な事業を、2番から次のページの7番まで上げておりますので、御説明いたします。

まず、2番の地域の縁がわづくり推進事業につきましては、この計画の1番目の柱として推進しております。地域住民のだれもがいつでも集い支え合う地域福祉の拠点づくりを進めるもので、1カ所当たり200万円を限度とした整備費補助等を予定しております。

平成22年3月末で、これまでの県の補助事業実施箇所79カ所を含めた200カ所の地域の縁がわが整備されております。特に、本年度は、農業と福祉の連携といたしまして、地域の縁がわの活動に新たに環境に優しいグリーン農業を交流手段として加え、そうした活動団体に経費、これは1カ所当たり80万円を限度といたしますが、これを助成することにより、高齢者を中心に地域住民の交流拡大を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。

3番の地域の結びづくり推進事業では、身近な地域での見守り、支え合いなど、市町村の社会福祉協議会が中心となって進めます住民同士が支え合う地域ネットワーク活動の充実・推進を図ってまいります。

4の地域のちからおこし事業につきましては、地域福祉の担い手の高齢化を踏まえ、福祉のまちづくりにおける若手リーダーの養成に取り組んでまいります。

なお、備考欄に記載しております高齢者が主役の地域づくりにつきましては、地域政策課で実施する新規事業で、高齢者が担い手となる地域活動や業を起こす企業化の取り組みをモデル的に支援するものです。こうした事業も活用しながら福祉のまちづくりを進めてまいります。

5番の地域ふれあいホーム整備推進事業でございますが、2番で御説明いたしました住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域の人々が触れ合い、支え合う地域福祉の拠点、地域の縁がわ、ここに小規模多機能施設を併設した地域ふれあいホームの整備・推進を図ってまいります。平成21年度は7カ所の施設整備補助を行っておりまして、22年度も実施団体を公募の上助成してまいります。

6番の日常生活自立支援事業は、平成18年度まで地域福祉権利擁護事業と言っていたものでございまして、認知症高齢者などで判断

能力が十分でない方が自立した生活を送れるよう、契約に基づき、福祉サービスを利用される際の援助や日常的な金銭管理を行うものでございます。引き続き、社会福祉協議会が中心となり、支援をしてまいります。

7番の福祉・介護人材の確保についてですが、介護福祉士等、福祉・介護分野の人材不足を踏まえて、新たな人材の掘り起こしや潜在的有資格者の呼び戻しなど、人材の参入・定着化の取り組みを推進してまいります。

4ページをお願いいたします。

最後に、項目の3つ目のやさしいまちづくりについてでございますが、1番に記載のとおり、高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画につきましては、総合的・計画的にやさしいまちづくりに係る県の施策を進めていくための指針でございますが、今年度までの計画期間となっておりますので、平成23年度からの次期計画について、現行のプランの評価や関係者などの意見を踏まえて、策定に取り組んでまいります。

なお、この計画につきましては、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例によりまして、議会での議決をいただく計画となっておりますので、パブリックコメント等を経た上で、平成23年2月定例会での審議をお願いしたいと考えております。

また、2に記載しております普及啓発事業につきましては、障害者用駐車場の適正利用を図るため、平成20年1月末から本県で運用開始しましたハートフルパス制度の普及啓発に取り組んでまいります。

さらに、3番のユニバーサルデザインの推進等にも引き続き取り組んでまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

5ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者への支援強化でございます。

1番、生活保護ですが、備考欄の表のとおり、平成8年度以降、ずっと増加傾向が続いております。直近の数字につきましては、真ん中の説明欄に表を載せておりますが、保護率が、県全体で11.25パーミルとかなり高くなっております。

主な取り組みですが、真に必要な方が保護され、また、不正な受給がないよう、福祉事務所への指導監査を通じて、適正な運営に努めてまいります。

また、あわせて、本年度は4つの福祉事務所に就労支援員を配置し、保護世帯の自立を支援してまいります。

2番、生活困窮者対策ですが、厳しい経済情勢の中で、ワーキングプアと呼ばれる新たな貧困層が増加しております。生活保護以外のボーダーライン層やホームレス対策にも取り組んでまいります。

6ページをお願いいたします。

生活困窮者につきましては、さまざまな分野の問題を含んでおります。本年3月にまとめました生活困窮者対策取り組み方針に基づき、関係機関や庁内各課との連携を図りながら、支援に取り組んでまいります。

(2)に具体的な取り組みを上げております。

まず、ホームレス自立支援モデル事業ですが、本年度は、就労訓練として農業との連携を図ることとしております。

2番目のホームレス緊急一時宿泊事業につきましては、健康状態が悪化したり、野宿生活に陥ることを防ぐためのシェルター事業でございます。

3番目の住宅手当緊急特別措置事業につきましては、働く能力や意欲がありながら離職を余儀なくされた方の中で、住宅を失うか、そのおそれのある方について手当を支給するものでございます。

4番目の生活保護世帯進学「夢」応援事業につきましては、子供の大学等への進学を支援するために、修学期間中の生活費の貸し付けを行うものでございます。

5番目の矯正施設等退所者社会復帰支援事業が本年度の新規事業ですが、高齢または障害があるために自立が困難な刑務所などの出所予定者に対しまして、地域での生活を支援するセンターを設置するものでございます。

7ページをお願いいたします。

援護関係ですが、熊本市大江にあります引揚者住宅山の上団地につきまして、現在地での建てかえを進めております。本年度は建設に着工しまして、23年度の完成を目指してまいります。

次に、社会福祉施設等の指導監査でございます。

社会福祉法人及び施設の適正な運営を確保するために、毎年指導監査を行っておりますが、本年度も計画的に実施してまいります。

社会福祉課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

8ページをお願いいたします。

まず、最初の項目は、次世代育成支援行動計画の推進と地域における子育て支援でございます。

1番目の事業は、去る2月議会において議決をいただきました行動計画(後期計画)の着実な推進を図るため、フォローアップや啓発等を行うものでございます。

次に、2の地域で子育て活性化事業、それから3のみんな子育て啓発事業は、地域における子育て支援の取り組みを支援したり、県民の意識啓発を図る取り組みを実施するものでございます。

また、4の熊本県地域子育て応援事業は、安心子ども基金を活用して、市町村が実施す

る創意工夫のある子育て支援の取り組みに対して補助を行うものでございます。

次に、5の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営等を支援するものでございます。

9ページをお願いいたします。

次の項目は、保育サービスの充実による児童福祉施策の推進でございます。

まず、1の私立保育所運営費負担は、熊本市以外の私立保育所282カ所分の県負担金でございます。負担率は、国が2分の1、県及び市町村がそれぞれ4分の1でございます。なお、公立の保育所につきましては、三位一体の改革により、全額市町村の負担となっております。

次に、2の特別保育総合推進事業は、市町村が保育所等を活用して実施します延長保育や病児・病後児保育等に対して助成をしますのでございます。

次に、3の保育所等緊急整備事業は、安心こども基金を活用して、私立保育所の施設整備を行う市町村に補助するものでございます。熊本市分を含め10市町、24カ所の整備を予定しております。

次に、4の多子世帯子育て支援事業は、本県独自の経済的支援策として、第3子以降の3歳未満児の保育料につきまして、軽減措置や無料化を行う市町村に補助するものでございます。

次に、5の現任保育士等研修事業は、保育所職員に対する研修会を実施し、保育の質の向上を図るもので、今年度は、新たに保育アドバイザー登録事業として、保育に関する専門家を県で登録し、保育所が活用できる仕組みを構築する予定にしております。

10ページをお願いいたします。

次は、要保護児童対策でございます。

まず、1の児童養護施設等への措置費は、児童を施設に入所させたり、里親に委託した場合にその経費を支弁するものでござい

ます。

なお、この4月に熊本市が児童相談所を開設し、熊本市内の児童に係る措置費は熊本市が負担することになりましたので、昨年度から9億円ほど減額となっております。

次に、2の子ども虐待防止総合推進事業は、本県の中央児童相談所、八代児童相談所を中心に実施いたします児童虐待防止対策としまして、市町村と関係機関とのネットワークの構築や児童相談所職員による情報収集、訪問ケアの実施等を行うものでございます。

次に、3の里親推進事業は、現在89名の登録がっております里親家庭に対する支援を行うものでございます。

次の、新規でございますが、子ども・若者育成支援推進事業は、この4月に子ども・若者育成支援推進法が施行されたことに伴いまして、子供・若者への支援のあり方の検討や、社会生活に困難を抱える若者の実態調査を行うものでございます。

11ページをお願いします。

ひとり親家庭福祉の推進でございます。

まず、1のひとり親家庭支援事業は、母子家庭等の就業相談や講習会の開催、あるいは看護師・介護福祉士等の資格取得のために、訓練促進給付金を支給するなど、さまざまな支援を行うものでございます。

次に、2の児童扶養手当支給事業は、県内の町村の母子家庭等に対しまして児童扶養手当を支給するものでございます。なお、備考欄にも載せておりますが、8月分から父子家庭に対しても支給できるよう、現在、法律の改正案が国会に提案されているところでございます。

次に、3の児童手当市町村交付金事業でございますが、これは、このたび創設されました子ども手当の一部として、従来の児童手当相当分に係る県負担金を市町村に交付するものでございます。なお、子ども手当は、児童手当と異なり、所得制限がございませんの

で、予算額は昨年度に比べ6億円ほど増額となっておりますが、その財源につきましては、今年度の地方財政措置費により特例交付金が国から支給されることになっております。

次に、4のひとり親家庭等医療費助成事業は、本県独自の支援策といたしまして、父子家庭を含むひとり親家庭等における医療費の一部を助成する市町村に補助するものでございます。

次に、5の母子寡婦福祉資金貸付金事業は、各種資金の貸し付けを行うものですが、特に、昨年度から、母子家庭の子供が経済的理由で進学への夢を断念することのないよう、夢づくり教育資金として、修学資金等の貸付要件の緩和や額の拡充を図っているところでございます。

最後に、新規事業であります6のひとり親家庭等在宅就業推進事業は、安心子ども基金を活用しまして、家庭と仕事の両立を図りやすい在宅就業を提供するとともに、生活面を含めましたきめ細やかな支援を実施するもので、今年度と来年度にかけまして、合計420名のひとり親の雇用を目指すことにしております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長　ここで、健康福祉政策課、社会福祉課、少子化対策課、説明いただきましたので、この3課について質疑を受けたいと思います。

なければ次に行きますが、質疑が、今の3課に限ってありましたら受けたいと思います。

○堤泰宏委員　少子化対策の中で、今話題になっております子育ての――正式な名前はちょっと私忘れましたが、ばらまきですね。それで、少子化対策なら、1人か2人し

か子供がおらぬのに対策を打っても、これは少子化対策にならぬですよ。生活保護と一緒にだもんな。だけん、3人以上とか5人以上子供を持った人に限定して対策を打つと。そういうふうになんか提案をせんと、子供が1人でも金がもらえる、2人でも金がもらえる。なら、子供1人、2人でもろた方がええと。今までと変わらない。そんな気がしますけどね。

だから、はっきりせんといかぬですよ。子供がおるから金をやるのか、少子化対策のために、3人以上、5人以上子供がおるから金をやるのか、ここははっきりせんと、これはいっちゃん変わらぬとじゃないですかね。ただ、子供が3人、5人になれば、かなりこれは、消費が伸びますよ。靴も毎年何足と買わにやいかぬね、洋服も小さくなる。小学校高学年から高校ぐらいになると、かなり食費も大きくなるけんですね、かなり経済、消費は伸びると思うですよ。

今お尋ねしたいのは、1人でも2人でも金をやる、3人、5人でも金をやるというなら、1人、2人から私は子供はふえないと思うですね。貯金だけがふえるですよ。親はもろたら使わぬですよ。貯金しますよ、これ。子供の来るべきときに備えてですね。ちょっと答えを。

○溝口幸治委員長　今の堤委員のは、子ども手当。

○堤泰宏委員　効果があるかないかですよ。効果がないならもうつまらぬですよ。

○福島少子化対策課長　子ども手当につきましては、今回法律が制定されまして、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するという観点から設けられたものでございます。

今委員御指摘のとおり、子供の数に関係せ

ず、中学生の時期まで支給されるものでございます。

この手当につきましては、12月議会でも知事が答弁いたしておりますが、子供を持つ保護者の意識として、子育て費用に非常に負担感を感じているという結果から、そのような負担の軽減にはかなうんじゃないかと申し上げているところでございます。

子ども手当の効果といたしまして、今委員がおっしゃいますように、できるだけたくさん産んでいただけるような形になっていけば、それにこしたことはないと思っておりますけれども、安心して子供を産み育てるという環境づくりとしては効果があるのではないかなと思っております。

○堤泰宏委員 効果はなかですよ。3年、5年後必ず統計で出てきますよ。そりゃ数は今と同じなのにお金がもらえるというなら数ふやさぬですよ。今までどおりの数じゃお金がもらえない、3人目になると毎月1人5万、4人目になると毎月10万、5人目になると15万、そんならば子供産みますよ。

○福島少子化対策課長 今回の法律につきまして念のため申し上げますと、あくまでも平成22年度の子ども手当に関する法律ということでできておりますので、また23年度からの制度設計については、さらに今後国において議論がなされると思っておりますので、いろんな意見等については申し上げていきたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 国において議論がなされるような客観的なことじゃだめですよ。熊本県で方針を出して、それを国に伝えんと。国の人は何もわからぬですよ。あん人たちは、国債を発行することと借金すること、それ以外わからない。終わります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 お尋ねなんですけれども、この長寿社会局というのは、もともとの高齢者支援総室の看板のかけかえと、かつこの2本立てになってはいますけれども、中身自体はどういうふうになるのか、具体的に。

○溝口幸治委員長 藤川委員、総括的なことはまた後ほど行きましょう。この3課だけに限って。済みません。

○藤川隆夫委員 了解しました。

○鬼海洋一委員 部長のあれ、いいですか。

○溝口幸治委員長 部長のやつ、少子化対策課にかかわるところ。

○鬼海洋一委員 いやいや、これは13日、事件の……。

○溝口幸治委員長 先生、それは報告事項で。

○鬼海洋一委員 わかった。じゃあいいです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、東障害者支援総室長。

○東障害者支援総室長 障害者支援総室の東でございます。よろしくお願いたします。

12ページをお開き願います。

まず、保健・医療・福祉を支える人材の育成と体制の整備でございます。

1の事業は、障害者施策の総合計画でありますくまもと障害者プランの進捗管理及び23年度からの次期計画・第4期障害者計画の策定を行う事業でございます。

策定に当たりましては、障害者制度改革に係る国の動向や障害当事者の意見を十分踏まえ、また、発達障害などの対応等を盛り込みながら策定に取り組むこととしております。

2の障害福祉サービス費等負担事業は、障害者の方が福祉・介護サービスや訓練等のサービスを利用する場合にその費用の一部を負担する事業でございます。

次の項目、リハビリテーション・サービスの充実についてでございます。

療育体制の整備の1は、発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点であります発達障害者支援センターを通じて、相談支援や普及啓発、研修等を行う事業でございます。

2の事業につきましては、在宅の重症心身障害児に対しまして、理学療法等による機能回復訓練などについて助成を行うこととしております。

次の保健医療サービスの充実についての1については、重度の障害者の方々に対して医療費の助成を行うこととしております。

2の事業でございますが、精神障害者の方に対する通院の医療費についての助成を行う事業でございます。

13ページをごらん願います。

施設サービスの充実についてですが、1の事業は、障害のある児童が入所施設を利用した場合にその費用を負担するものでございます。

2の事業は、耐震化等臨時特例基金を活用して、施設の耐震化及びスプリンクラーの整備を行うものでございます。

次に、地域生活支援サービスの充実でございます。

相談支援等の充実の1の事業でございますが、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の方々の地域移行を支援するものでございます。

2の事業は、高次脳機能障害に対しまし

て、熊本大学医学部に設置いたしております高次脳機能障害者支援センターを中核として、医療機関や福祉施設等と連携いたしまして、相談、研修等を行うこととしております。

3の事業は、自殺者の減少を図るため、基金を原資として、対面相談の支援、人材育成、自殺予防のための普及啓発等に取り組むこととしております。

14ページをお開き願います。

4の精神保健福祉センター移転事業は、熊本市水道町にあります精神保健福祉センターが老朽化し手狭であることから、県立大学の隣の旧保育大学校を改修し、移転する事業でございます。

次の項目でございます。障がい者を取り巻く環境への働きかけでございます。

障がい者が安心して暮らせる環境づくりの1の新規事業の障がい者への差別をなくす条例策定事業ですが、障害者が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者への差別をなくす取り組みを継続して推進していくためのよりどころとなる条例を策定するものでございます。さきの2月議会で関係請願が全会一致で採択なされたところでございます。来年の2月議会での条例提案を目的に、関係団体等と広く意見交換等を行うとともに、県議会とも連携して条例策定に取り組むこととしております。

次の2の事業ですが、県民の理解と福祉活動への参加意識の醸成を図るとして、12月3日から9日までの障害者週間をメインに、くまもとハートウィークを開催していくこととしております。

次に、障がい者の働きやすい環境づくりでございます。1から3の事業は、施設で働く障害者の方の自立と生活の向上を図るために、福祉事業者などに対しまして、経営講座を開催するなどして工賃アップに取り組むことや、雇用関係基金事業を活用して製品の販

路拡大につなげる事業でございます。

15ページをごらん願います。

スポーツ文化活動への参加促進でございます。障害者の方にスポーツに親しんでもらうため、県大会や地域でのふれあいピック等を行うこととしております。5月開催の県大会は、全国大会の予選を兼ねた大会となっております。今年度の全国大会は、千葉県で開催されることとなっております。なお、会場は水前寺競技場となっておりますけれども、現在改修工事中のK K W I N Gが使えるなら、トイレ等の設置状況から、そちらで行うことで検討しているところでございます。

次の項目でございます。障害者自立支援法の円滑施行でございます。障害者自立支援法の円滑な施行を図る観点から、国の方から臨時特例交付金が各都道府県へ交付されまして、これを財源に基金が造成されております。以下の事業は、その基金による事業でございます。

まず、1の事業は、サービス事業者等の運営安定化事業でございます。

(1)は、サービス報酬の算定方法が月割りから日割りに変更されたことによる減収分を激変緩和策として補てんを行うものでございます。

(2)は、自立支援法上のサービス体系の移行を促進するため、新体系に移行した事業者に対して、移行に伴う減収分を補助するものでございます。

(3)は、事業者等が送迎サービスを実施する場合に、利用者負担の軽減を図るため、送迎費用の一部を補助することとしております。

次に、2の移行促進事業でございます。

(1)は、既存の施設が自立支援法に定めず新体系のサービス事業所に移行する場合に必要となる施設の改修等の費用を助成することとしております。

(2)の事業ですが、障害者の一般就労を促

進するために、職場の受け入れ環境を整備するための費用の助成や見学費用の助成を行うこととしております。

16ページをお開き願います。

(3)の事業ですが、障害者の一般就労を促進するために、一般就労に結びついた場合に一定額を事業者に助成することとしております。

3の支援法施行円滑化事業ですが、訪問系サービス費の市町村超過負担額の助成や相談支援事業の助成をすることなどにより、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するものでございます。事業としては14事業あり、その総額が、右欄に記載の予算額となっております。

4の事業でございますが、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行うものでございます。事業の主体は県で、毎月の事業報酬額に一定の交付率を乗じた額を助成することといたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

具体的な事業等の説明の前に、基金の関係がありますので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

21年度の経済対策としての国の補正予算を活用するために、2つの基金、地域医療再生基金とそれから医療施設耐震化臨時特例基金を設置いたしまして、22年度から本格的に動き出すことになり、今回地域医療再生基金を活用する多くの新規事業が盛り込まれております。

地域医療再生基金は、平成21年度から25年度までの5年間、天草医療圏については医師確保による地域医療の再生をテーマに、また、阿蘇医療圏につきましては救急医療の再

生をテーマに各医療圏の課題の解決とあわせまして、全圏的な医師等の確保と救急医療体制等の構築に向けて取り組んでいくことにしております。基金は、医療圏ごとに25億円で、合計の50億円です。

それから、もう一つの医療施設耐震化臨時特例基金につきましては、後ほど説明をいたします。

それでは、具体的な事業等について説明をいたします。

まず、医師確保総合対策です。

医師確保による地域医療の再生をテーマに天草医療圏にスポットを当てて地域医療再生計画を策定し、基金を活用して、平成22年度から全圏的に本格的に取り組んでいくこととしております。なお、継続事業もごございますが、それにつきましては、内容の充実・拡充を図っています。

まず、1の医師確保総合対策事業です。

(2)の寄附講座運営事業ですが、これは、地域医療システム学寄附講座の拡充に加えまして、地域専門医療推進学寄附講座を開設しております。これは、熊本大学病院の医師派遣機能を強化することによって、大学から地域の公的病院等へ専門医を継続的に派遣できるシステムを構築するものです。

それから、ちょっと飛びますが、(6)になります。医師修学資金貸与事業です。これは、将来地域医療に従事する医師を確保するため、修学資金を貸与して、医師として、知事が指定する地域の病院等で、貸与期間の2分の3倍、9年になります。9年以上従事すれば返還を免除します。平成21年度から、熊本大学医学部の定員増にあわせまして、5名の一般枠でスタートしましたが、新たに、平成22年度から、県内の高校出身者を対象にした地域枠として5名を追加し、合わせて10名に修学資金を貸与いたします。

次に、(7)から次のページの(9)までの3つの事業ですけれども、これは平成21年度から

始まりました国の補助制度でございます。

その後、(10)から(13)までの分、4つの新規事業がございますので、そちらの方を説明させていただきます。

(10)の総合医育成プログラム作成補助事業ですけれども、これは、基幹型の臨床研修病院が総合医の育成を目的とした後期研修の臨床研修プログラムを作成する場合に補助を行うものです。

それから、(11)の天草医療圏連携体制検討事業は、平成23年度からの本格的な取り組みに向けまして、医師の効率的配置の検討や専門医不在の病院における遠隔医療システムの導入などの検討を地元で行うための経費です。

それから、(12)ですが、これは新生児医療担当医確保事業です。新生児の担当医手当を支給するNICU・新生児集中治療管理室を持つ医療機関に補助を行うものです。

それから、(13)ですが、医師キャリア支援事業は、結婚等により離職をしまった医師の復職や自治医科大学卒医師の県内病院への定着を促進するために、情報の集積・組織化の支援を医師団体に委託をするものでございます。

それから次に、2のへき地派遣医師確保対策事業です。

①ですが、ちょっとそこは表現が誤っておりますので、修正をお願いしたいんですが、自治医科大学運営確保負担金となっておりますが、正式には自治医科大学経常運営負担金ですので、修正をお願いいたします。これは、全国の47都道府県の総意によって設立されました自治医科大学の運営負担金に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

これからいろいろと対策が出てきますけれども、それにつきましては、脳卒中とか急性心筋梗塞とかのいわゆる4疾病、それから僻地の医療ですとか、救急の医療ですとか、そ

ういった部分の5事業に代表される地域医療体制の構築に向けた取り組みでございます。

まず、救急・災害医療対策です。

特に、新規の分2つありますが、2の新規事業、ヘリ救急医療搬送体制の整備事業ですけれども、平成23年末ごろの導入を目指すドクターヘリの導入に関しまして、救急医療体制の整備を行うための事業で、検討を行う協議会の経費やヘリポートの整備などに要する経費でございます。

3の新規事業の分、救急医療地域支援体制整備事業ですが、これは、ヘリが対応できない夜間や悪天候時の対応強化のために、救急ワークステーション、これは病院と消防が連携をしまして、病院内の敷地に設置する救急隊員の詰め所になりますが、これを整備することや、救急車と救急医療機関がインターネットを通じて画像データを共有するシステムの導入について検討を行うものです。

それから、7をお願いしたいと思えます。医療施設耐震化整備事業です。これは、先ほども基金の関係の分で御説明しましたけれども、平成21年9月に設置をしました熊本県医療施設耐震化臨時特例基金、額として41億8,000万ですが、これをもとに補助対象医療機関として指定をしました災害拠点病院等の10病院の耐震化整備に対する補助でございます。事業年度が21年度から22年度となっておりますので、22年度中に工事着工することが条件になります。

20ページをお願いいたします。

小児医療対策でございます。

その(1)、それから(2)につきましては、これまでどおり引き続き拠点病院への運営費の補助、それから(2)の小児救急電話相談事業につきましては、小児患者の保護者向けの夜間電話相談に要する経費でございます。

それから、2に新規事業を上げておりますが、重症心身障がい学寄附講座でございます。専門医の養成、育成とあわせまして、高

度な医療ケアを要する子供の療養支援システムの構築に関する研究を行うために、熊本大学病院に寄附講座を開設するものでございます。

21ページをお願いいたします。

周産期医療対策でございます。

1の総合的な周産期医療対策の推進ですが、妊娠・出産から新生児に至るまでの総合的な周産期医療を推進するため、体制を強化するものです。

(2)の周産期母子医療対策事業ですが、これは周産期母子医療センターに対する運営費の補助でございます。

それから、(4)と(5)は、基金を活用する新規事業でございます。(4)の阿蘇圏域内周産期医療体制構築事業ですけれども、阿蘇医療圏域内において正常分娩などの基本的な医療機能を確保するために、医療の従事者や救急対応を対象とした各種の研修を行う予定にしております。

(5)の周産期高度医療体制整備事業ですが、これは、阿蘇圏域の機能も補完できる体制の構築を目指しまして、総合周産期母子医療センター、これは、熊本市市民病院になりますが、そこへの新生児用救急車の配備や、機器整備により高度な医療機能を強化しまして、阿蘇医療圏域を初めとした地域の医療体制を支援するものでございます。

それから、歯科医療対策の関係ですが、引き続き、そこに上げておりますような心身障害児や、あるいは休日の歯科診療の分の事業を行う保健センターへの補助等を行うこととしております。

22ページをお願いいたします。

脳卒中・急性心筋梗塞の対策の関係でございます。これも、基金を活用しまして、阿蘇医療圏を初めとして県内の医療体制の整備に取り組む新規事業でございます。

1の脳卒中等医療推進事業は、脳卒中や遠隔医療の支援などを検討する会議を設置しま

して、各種の研修会を行う事業でございます。

それから、2の脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業ですが、これは、医療資源が豊富でない阿蘇医療圏におきまして、発症後、急性期、それから回復期、それから自宅というような形でその流れで、切れ目のない医療が受けられるための地域版モデルのクリティカルパス・診療計画表ですが、これを検討、作成しまして、医療連携を進めるための人材の育成も行うものでございます。

それから、3の阿蘇医療圏遠隔医療システム支援事業ですが、これは、阿蘇医療圏におきます脳梗塞治療の支援のために、遠隔画像診断によって熊本医療圏域の病院から専門医がサポートする遠隔医療システムを検討し、導入を行う事業でございます。

それから、へき地医療対策ですが、これにつきましては、引き続き、僻地の診療所あるいはその拠点病院等への運営に対する補助、それから僻地の診療所や拠点病院等が設備を整備される分の補助を行うものでございます。

それから、療養病床の転換の分ですが、療養病床の転換助成事業として、医療機関が医療療養病床を老人保健施設等へ転換する場合に助成を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

看護職員の確保対策です。これは医師確保と一体の取り組みになります。

1、それから2、それから5、それぞれに引き続き取り組んでいきますが、養成所等に対する運営費の補助、それから県内に就業する看護師等の確保を図るための修学資金の貸与事業、それから離職中の看護職員の再就職を促進するために無料職業紹介等を行う、これは県の看護協会に委託をしておりますが、それがナースセンター事業でございます。

次に、新規事業2つ上げております。これは、法律の改正によりまして、平成22年度か

ら必要な研修の受講が努力義務化されるために、身近なところで継続した教育の機会を確保していくことが必要になります。

そこでまず、基金を活用する6の看護職員継続教育体制整備事業ですが、看護職員の卒後の継続教育体制を構築する必要性がありまして、一応モデル地区での教育の拠点づくりに取り組む予定にしております。

次に、国庫を活用します7の新人看護職員卒後研修事業ですが、これは、新人看護職員の質の向上や早期の離職防止の観点から、医療機関等の新人看護職員の研修や研修体制の整備や教育責任者の研修等を行うための経費でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

訪問看護推進対策ですが、これは、訪問看護推進プランに基づきまして、在宅療養を希望される患者さんを支援するように、医療や看護の関係者が連携をしまして、在宅緩和ケア提供体制の整備を図るものでございます。

それから、2の新規事業になりますが、訪問看護師定着支援事業ですが、これは、ふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、在宅医療を推進するため、訪問看護の経験がない看護師の訪問看護ステーションへの定着を図るために、訪問看護師の雇用と実務研修を訪問看護ステーションに委託をするものでございます。

次に、医療安全対策ですが、これにつきましては、県民からの医療に関する相談・苦情に対応する医療安全対策事業の分です。それと、施設整備等に対して補助を行うものでございます。

25ページをお願いいたします。

国民健康保険制度安定化対策です。これは、市町村の国民健康保険財政の安定化に資するために、国民健康保険法に基づき県が負担をするものです。

それからもう一つ、後期高齢者の医療対策

分ですが、1に上げております後期高齢者医療対策事業ですけれども、これは運営主体は広域連合になりますが、後期高齢者医療制度にかかわる県の法定負担金でございます。

後期高齢者の医療制度につきましては、一応廃止後、平成25年4月からの新たな制度の検討が厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議で始まりました。年末には最終的な取りまとめを行うというスケジュールになっております。現在、改革会議の委員会、4つの新たな制度案が提案され議論されておりますけれども、国の方では、ほかに案がないかも含めて新たな制度に係る国民意識調査を実施する予定のようです。まだ検討の内容からしますと、医療保険制度の将来のあるべき姿、あるいは国の費用負担等の責任のあり方、その辺がまだ十分ではありませんので、県としては、国における検討状況を注視しまして、高齢者の生活に即した県民にとってよりよい制度になるよう、九州各県と連携をして、国の方に働きかけていくこととしております。

医療政策総室は以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで障害者支援総室と医療政策総室について質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

○松田三郎委員 おくれて来まして申しわけございません。

12ページの療育体制のところになります。

東総室長、たびたび議会でも議論になっていることでしょうか、4月だから改めて申し上げておきますので、一応要望という形で結構でございますので、夜まで回答を持ってきていただければ。

御存じのように、こども療育センターの果たす役割というのは年々高まってまいっております、ある専門家に言わせるならば、3

歳までに早期に発見して適切な療育をするならば、ほとんどの場合治る可能性が高い。県も市町村も、そういう前提のもとで、早期発見、早期診断、早期療育というのは言っております。もちろん大切なことございまして、ただ、親御さんとか——あるいは昨年この療育センターに監査でずっと視察に行きましたが——そうは言うものの、現状の体制としては、例えば、こども療育センターに予約をしようと思って電話しても朝から晩までつながらない。やっとながったと思って予約をとろうと思ったら2カ月先。今一番行って2カ月までしかとってませんということですが、2カ月待ちというようなことで、2カ月もあると、なかなかほかの用件が入ってきて、実際予約はとれたけれども行けないという家庭も多いと聞きますし、中には忘れていらっしゃる家庭もあるということで。今度は、センター側も1人の子供さんを診る時間がかかりますので、キャンセルなり、忘れていた家庭が、ぼこっとそこがあくと非常に効率もよくないというような話も聞きました。

そこで、議会としても、手っ取り早くもう一つ同じような建物をつくってくださいというわけでも現実的でもありませんし、かといって、民間にもあることはあるけれども、なかなか診療報酬等々の問題で余りやりたがる先生が少ないということを知れば、私に妙案があるわけではございませんが、片方で早期発見、早期診断と言っておきながら、実際そうしようといった子供さんなりその御両親にこたえ切れない体制を、どういった方向性でこれからある程度こたえていきなり、充実させていけばいいのかなというのが——例えば、障害者支援総室の中でもう既にある程度検討はされているのではないかと思いますので、今答えられる範囲で結構でございますし、もしあれでしたら後ほどでも結構でございますが、ちょっとお考えなり、検討の中

身、方向性をお聞かせいただければと思います。

○東障害者支援総室長 今のは12ページの発達障害関係の点でございます。

この件につきましては、さきの2月議会でも一般質問がございました。そのときの答弁といたしましては、こども総合療育センターでの診断体制、従来の小児科3人体制に平成18年から、非常勤でございますけれども、児童精神科の医師を配置していると。それと、平成20年からは心理療法士の職員を配置し、そういうことで、診断といたしましては、平成16年度230名程度だった診断件数が、390件ほどになり、診断体制としては強化しているというところが1つございます。

ただ、発達障害を診断する医療機関としては、そのほかにも、熊大医学部附属病院の発達小児科とか、平成20年から熊本市が設置しました熊本市こども発達支援センターとか、あるいは県内の各地、熊本市内中心でございますけれども、医療スタッフを備えた医療機関は10カ所という形になっています。

ただ、委員おっしゃっておられましたように、非常に少ないというところで診断待ちが生じているのが実態でございます。そういうことで、本県としては、とにかく現時点で平成22年度取り組むこととしておりますのは、精神科や小児科の医師を対象にして、症例検討などの専門性の高い研究を行う研究会、これを従来は1回でしたけれども、それを2回開いて強化していきたいというのが1点目でございます。

それと、それぞれの地域に設置されています地域療育センター、こういったところの職員の研修等を充実してその対策をとっていくと。現時点でしているのはそういったところ です。

さらに、今後の早期診断体制を全県的な体制構築に向けてどうしていくかということ

発達障害者支援体制整備検討委員会で本年度検討していくこととしております。

以上でございます。

○松田三郎委員 要望ですから、ある程度人とお金を、莫大にというわけにはいきませんが、かける必要がある分野じゃないかなと思いますので、今おっしゃったような方向で今年度も取り組んでいただければ。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 関連していいですか。今、松田委員の方から質問もあってお答えいただきましたけれども、これは、このこども療育センターの機能強化だけで解決できる問題ではないんじゃないかなというふうに思っています。ですから、今お話がありましたように、各自治体で今整備しております療育センター、こことどうやって機能的にうまく持ち分を分担し合うか。あるいは療育センターの中に、今もお話がありました医師あたりの症状を判定する機能をどう持たせていくかということあたりが、これからの課題じゃないかというふうに思うんですけれども、そういう意味で、今、検討委員会ですか、この検討委員会の状況はどの辺まで進んでおるんですか。

○東障害者支援総室長 検討状況は、後ほどちょっと……。

○鬼海洋一委員 その辺も次には議論していきたいというふうに思っておりますので、また私も具体的に要望したいと思います。きょうはそれ以上求めません。

ちょっと1つだけ、これは医療政策総室ですよね。19ページの救命救急センターの予算がありますが、これは、私たち郡部に住む者

として、私のところは救急体制では中央医療圏になっているわけですが、この救命救急センターの機能がどうあるかということは、私ども転送率が20%ぐらいという非常に高いところですね。ところが、この救命センターの現状というのが、例えば医師の配置を含めて患者の受け入れに対する体制が非常にハードワークといえますか、そういう状況になって非常に問題になっているというふうに思うんですが、この辺の現在の状況とこの予算の使い方についてどういうぐあいに考えているのか、その点、簡単にいいですから、ちょっとお話ししたいと思っています。

○倉永医療政策総室長 現在の状況ということですが、確かに、初期、それから2次、3次の救急医療体制の中で今対応しているんですが、救命救急センターが、今、日赤と熊本医療センターの2つなんです。その利用の部分で第3次の救命救急センターの方に余り重なってきますと、どうしても対応ができなくなるような可能性の部分も出てきます。そうなってきますと、やはり救命救急センターの役割をどうするのかということになるんですが、今度済生会の方につきまして、救命救急センターとして指定をするというふうな形で一応対応していくようにしております。

あと、その辺との関連も出てきますけれども、確かにヘリの関連もあるんですが、その辺とあわせて、それぞれの2次医療圏の充実を図っていくということをベースに据えた上での救急医療体制を確保していくというふうな形が非常に重要になってきておりますので、その辺の部分の取り組みを強化していくというふうな形で、今回地域医療再生基金も活用しながら体制の整備を図っていくというふうな形にしております。

○鬼海洋一委員 今お話しがあったように、

特にこの救命救急センターの現状というのは、ある意味でパンク寸前じゃないかというふうに言われている面もありまして、済生会の方にまた新たにということであれば、それは時宜を得たものじゃないかというふうに思います。基本的には、しかしやっぱり2次医療圏の完結型医療体制を資質ともどう整備するかということを考えていかないと、この問題、基本的に解決できるものじゃないというふうに思いますから、また私も改めて議論しますけれども、今回のこの補助を行いながら、今議論はしていかれるというふうに思うんですが、その辺も視野に入れながら、ぜひすばらしい方針が出るようお願いしたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 きょうは説明が中心ですので、やりとりは余り長くなったらいかぬと思うんですが、25ページの後期高齢者医療制度。この対策で先ほど御説明いただきましたけれども、この制度は、非常に不評を買っているようではありますが、今の説明でも、今度は25年には新たな制度でということ、よりよい制度で臨んでいくように県は考えているということですが、ここら辺は、これまでのやつを簡単には総括できないと思うんですが、やっぱり問題点があって、次にどういう制度を目指しているのかというふうなことは、県として今説明された中身をちょっとお聞かせいただければと思います。

○倉永医療政策総室長 まだ具体的な感じの部分までは行ってませんが、これから当然国の動きもにらみながら、本当にどのような形で、仕組み立てに向けて県として国の方に働きかけ、提案をしていくかということになると思います。ただ、今各県の中でもその辺の新たな制度に向けての考え方とか、そ

の辺がかなり差が出てきておりますし。国の方では、やはり広域化というふうな意味合いの部分で、市町村主体というよりも県が入るような、そういった形をどうも想定した形で作業が進められているような面もありますので、そういったこともきちんと踏まえた分として対応していきたいと思っております。

まだなかなかきちんとした形の姿が見えてきておりませんが、そうであれば、逆にやはり県の方から提案するぐらいの姿勢が必要じゃないかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 非常に高齢者、特に後期高齢者の該当者の方々からは、いろんな不評も私はたくさん聞いてますので、そういうことをしっかり踏まえて、以前のやっぱり老人保健のころの形になるのかどうなのかは別として、よりよい制度を目指すということの課長の報告ですので、ぜひ県としての主体性を、我々ももっといろんな勉強をしながら提言もしていきたいと思っておりますから、よろしく願います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、ここで休憩をとります。半に再開をいたします。

午後2時20分休憩

午後2時28分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

岩谷健康づくり推進課長。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料の26ページからお願いいたします。

まず、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりの推進でございます。平成19年度に策定しました熊本県健康増進計画に基づきまし

て、生活習慣病を予防するために子供のころから適切な生活習慣を身につけること、生涯を通じた健康づくりを推進することを目標に掲げまして、各種施策を推進することとしております。

1の健康増進計画推進事業ですが、健康づくりの普及啓発、体制整備を推進してまいります。

2の生活習慣病対策の推進ですが、(2)の糖尿病予防総合対策事業では、近年増加が著しい糖尿病につきまして、医療機関や関係団体と連携しまして、糖尿病の予防のための医療連携体制を2次医療圏ごとに整備することとしております。

(3)糖尿病医療スタッフ養成支援事業は、糖尿病医療連携体制整備のために、適切な医療を提供できる医療スタッフを養成するものでございます。

次に、3の歯科保健対策推進では、歯の健康づくり(8020)推進事業、27ページに移りますが、ヘル^ト歯一元気8020支援事業、地域歯科保健推進事業を行います。

次の4のたばこ対策の推進ですが、平成22年2月に厚生労働省から全面禁煙方針の通知が出されたことを受けまして、受動喫煙防止に向けて関係機関・団体に対する啓発に努めるほか、学校等と連携しまして児童生徒の喫煙防止に取り組みます。

続きまして、健康食生活・食育の推進でございます。食育の推進につきましては、昨年度まで環境生活部において実施しておりましたが、今年度から健康福祉部健康づくり推進課において実施することといたしました。

まず、1の健康で豊かな食生活・食育の確立と実践への支援ですが、新規事業といたしまして、(3)の県産品を使ったヘルシー弁当による生活習慣病予防事業及び(4)の地域の縁がわを活かした高齢者の低栄養予防事業を行います。

2の健康で豊かな食生活・食育の推進体制

づくりでは、今年度は、平成18年に策定しました熊本県食育推進計画を見直しまして、平成23年度からの食育推進計画を策定することとしております。

28ページをお願いいたします。

母子保健対策でございます。

1の極低出生体重児への支援としまして、(2)早産予防対策モデル事業では、19年度に天草地域で実施しました事業の成果を踏まえまして、今年度は、人吉・球磨地域において取り組むこととしております。

29ページをお願いいたします。

3の母性保健対策の推進としまして、今年度、新たに(3)の望まない妊娠予防対策事業を実施いたします。これは、人工妊娠中絶実施率——資料では人工の工が間違っております。訂正をお願いいたします。中絶実施率が高い現状を改善するため、その背景や要因等の調査分析を行うものでございます。

続きまして、難病(特定疾患)対策の推進でございます。

1の特定疾患治療費は、患者一部負担額を除きまして、医療費を公費負担するものでございます。

なお、備考欄に記しておりますが、特定疾患治療費につきましては、年々超過負担が膨らんでおります。これまで超過負担の解消に向けての予算確保等を国に対して要望しているところでございます。

30ページをお願いいたします。

がん対策の推進でございます。熊本県がん対策推進計画に基づきまして、どこでも質の高いがん医療を受けられるように、がん医療の均てん化等を推進するための新規事業に取り組むこととしております。

1の(2)では、がん患者・家族が心の悩みや体験等を語り合える場であるがんサロンの普及を図ります。

3の熊本県指定がん診療連携拠点病院機能強化事業では、国の指定要件を満たすがん拠

点のない天草・芦北地域におきまして、県独自の拠点病院指定制度を創設する事業でございます。

4のがん地域連携クリティカルパス支援事業は、医療機関と患者が共有する治療計画であります地域連携クリティカルパス——私のカルテとも称しておりますが、の普及や運用コーディネーターを拠点病院に設置する事業でございます。

5のがん検診受診促進企業連携事業では、企業と連携しまして、がんに対する正しい知識や検診の必要性についての情報提供など啓発事業に取り組み、がん検診の受診率向上を図るものでございます。

続きまして、原子爆弾被爆者対策の推進でございます。被爆者に対し健康診断や医療扶助等を国の責任で行うものであり、法定受託事務として県が事務を行っております。

31ページをお願いいたします。

最後に、ハンセン病問題対策の推進でございます。若い世代を中心に普及啓発を行うとともに、本県出身のハンセン病療養所入所者の方々に、ふるさとである本県とのつながりを持っていただくために、ふるさと事業を実施いたします。

健康づくり推進課の主要事業等は以上でございます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

32ページをお願いいたします。

まず、健康危機管理対策でございますが、本課では、感染症や食中毒、毒劇物、化学物質、医薬品、飲料水、その他何らかの原因によって生じます県民の生命・健康の安全を脅かす物体、いわゆる健康危機に対しましてその予防や治療、被害の拡大防止に関する業務を担当しておりまして、平時から健康危機管理推進会議の開催や研修・訓練の実施、医師や獣医師や臨床検査技師等の専門職員で構成

します実地疫学調査チームによる調査研究に努めているところでございます。

次に、感染症対策の2のエイズ予防対策事業ですが、県内では、これまでに50人のHIV感染者と33人のエイズ患者が確認されております。そのため、十分な知識を持たない若者への予防啓発や男性同性愛者などのハイリスク者対策等に取り組むとともに、保健所での相談受け付けや無料、匿名での検査事業を実施してまいります。

次に、3の肝炎対策事業ですが、県内にも約2万から3万人のウイルス性肝炎感染者の存在が推計されております。平成20年度から開始しましたC型肝炎のインターフェロン治療に加えまして、本年度からは、主にB型肝炎を対象としました核酸アナログ製剤治療への医療費助成等を進めてまいります。

33ページをお願いいたします。

新型インフルエンザ対策でございますが、昨年の4月末に発生しました豚由来の新型インフルエンザは、幸い、季節性のインフルエンザと同程度の病原性、いわゆる弱毒型であったこと、また、県民の皆様一人一人が熱心に感染予防に取り組んでいただいたこと、医療機関に大変な御苦勞をいただいたことなどから、大きな混乱を生ずることなく終息させることができたと考えております。

ただ、過去には流行の第2波、第3波が大きな被害をもたらした例もあり、また、鳥由来のいわゆる強毒型の新しい新型インフルエンザの発生の懸念もいまだあることから、現在今回の取り組みの詳細な検証作業を進めているところであり、今後の対策に生かしていくことといたしております。

次に、食品の安全確保対策ですが、その基本は、監視指導と検査です。

1の食品営業監視事業では、県の保健所に配置しております約100名の食品衛生監視員が、2の食品衛生指導員巡回指導等委託事業では、県下880名の食品事業者の皆さんが食

品の製造・販売施設の監視や指導に取り組んでおり、3の食品検査・指導等事業では、2,000件を超えます流通食品や遺伝子組み換え食品、アレルギー食品、輸入食品について、添加物や微生物、残留農薬等の検査を実施しております。

34ページをお願いいたします。

最後に、動物の愛護管理についてですが、平成19年度に策定いたしました動物愛護管理推進計画に基づきまして、昨年度、各保健所単位に、獣医師会や愛護団体等で構成します動物愛護推進協議会を設置したところであり、今年度は、動物愛護推進員の委嘱を進めまして、飼い主に終生飼育をお願いする取り組みや、2の犬捕獲抑留業務で捕獲したり引き取ったりしました犬や猫の新しい飼い主を探す取り組みを強化し、殺処分の削減に努めてまいります。

健康危機管理課の主な事業は以上でございます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

まず、中段の新規事業といたしまして、説明欄2の移植医療推進支援事業では、移植医療の推進体制を強化するため、地域医療再生基金を財源といたしまして、熊本大学附属病院が行いますHLAという白血球の血液型検査体制の整備や、熊大、日赤病院などを中核とした県内移植医療機関のネットワーク構築などの取り組みを支援してまいります。

資料の36ページをお願いいたします。

説明欄1 献血推進対策事業ですが、本県の医療に必要な血液を献血で確保するため、本年度は、献血者数を7万8,400人、目標量を3万1,500リットルに設定いたしました県献血推進計画を策定いたしますとともに、若年層の献血者が減少傾向にありますことから、県内の10大学で組織いたします学生献血推進

協議会などの活動を支援して、400ミリリットル、成分献血をより一層推進してまいります。

資料の37ページをお願いいたします。

説明欄2の後発医薬品の安心使用及び啓発事業でございますが、県では、医療関係者や消費者代表などで構成いたします県後発医薬品安心使用啓発協議会の御意見等をもとに、医療関係者等に対しましてアンケート調査の実施、あるいは研修会等を開催いたしますとともに、後発医薬品の品質に関します情報を収集するなどして、県民や医療関係者が安心して後発医薬品を使用できる環境づくりを進めてまいります。

資料の38ページをお願いいたします。

説明欄1薬物乱用防止対策事業でございますが、覚せい剤を初めといたします薬物乱用はますます深刻化しております。特に、青少年の間には、大麻や合成麻薬、MDMA等の乱用が増加していますことから、県警や教育委員会などと連携し、薬物乱用防止教室などを開催して、薬物乱用の危険性や有害性に関する啓発活動を実施してまいります。

最後に、資料の39ページをお願いいたします。

説明欄1生活衛生営業振興対策事業でございますが、県民の日常生活に関係の深い理容、美容、クリーニングなどの施設は、本年3月末で県内に約1万1,000施設ございます。近年の景気低迷、あるいは後継者不足などを反映いたしまして、施設数はここ5年連続して減少しておりますことから、これらの施設に対しまして、県生活衛生営業指導センターが実施いたします研修事業や経営相談などへの補助事業を通じまして、衛生管理の向上や経営の健全化に関する指導・支援を行ってまいります。

以上が薬務衛生課の主要事業及び新規事業でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小原ねりんピック推進室長 ねりんピック推進室でございます。よろしくお願ひいたします。

資料は、別冊をお配りしておりますので、そちらの方をごらんください。

第24回全国健康福祉祭くまもと大会の概要を記載しております。

昭和63年から始まった全国健康福祉祭ねりんピックは、高齢者の方の健康づくり、社会参加及び世代間交流を促進することを目的に毎年各県持ち回りで開催されております。来年熊本で初めての開催となる大会は、24回目となります。主催は、厚生労働省、熊本県、財団法人長寿社会開発センターでございます。開催期間は、平成23年10月15日からの4日間。全国から約1万人の選手・役員を迎え、期間中、観客や各イベントへの参加者も含め、延べ数約50万人を見込んでおります。

事業内容につきましては、1式典として、総合開会式と閉会式、開会式には、例年常陸宮・同妃両殿下に御臨席をいただいております。

また、2の健康関連イベントとしてスポーツ交流大会、3福祉・生きがい関連イベントとして文化交流大会など、さまざまなイベントを実施することとしております。

次のページをごらんください。

大会の主要事業となります各交流大会の競技種目及び会場となる市と町の一覧でございます。全部で22種目、9市4町で実施することとなっております。

それでは、主要事業及び新規事業の40ページをごらんください。

今年度、全国健康福祉祭開催準備に関する取り組みといたしましては、1の全国健康福祉祭開催準備事業として、全国から来られる参加者に熊本の魅力を実感し満足してもらえるような大会となるよう、開催準備に取り組んでまいります。

主な事業といたしまして、記載しておりますとおり、開催要領の策定、総合開・閉会式の策定、宿泊、輸送など、選手団の受け入れ準備を行うとともに、各種広報も行うこととしております。

なお、本大会は、来春3月の九州新幹線全線開業後初の全国的な規模のイベントであり、全線開業効果と相まった経済波及効果をしっかりとしていけるよう、関係課と連携をしながら準備を進めてまいります。

次の2のホームページ等広報展開事業、3の広報宣伝事業及び4の老人クラブ支援体制・広報事業につきましては、いずれも緊急雇用創出基金を活用する事業でございます。これらの広報事業を通じて県民や県外の方々へ大会の情報あるいは熊本県の魅力をPRするとともに、大会のボランティアや観客として活躍していただく高齢者の方々の協力・支援体制づくりを県老人クラブ連合会にお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 ここで今説明があったものについて質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 その他になるのかちょっとわかんないんですけども、最近、サプリだとか、いろんなものがテレビ等で宣伝が出ていて、それを実際に買われて服用されている方が結構たくさんいらっしゃいます。その中で、実は診療してあげましたら、それによつての健康被害というのが、肝機能障害を起したりとかいろんなことを起こして見える方がいらっしゃいます。ただ、本人は全くそういう意識がなくて飲まれているわけで、検査をして指導をしても、また、やめられるとともに戻っているというふうな例が最近よく見かけるようになりましたので、この部分に関

して県としての対応というか——なかなか自分で買って飲むわけだからできにくいと思うんですけども、ある意味何らかの啓発というのが必要なんじゃないのかなというふうに思いますので、どこが担当になるのかちょっとわかりませんが。

○内田薬務衛生課長 資料の37ページの1の(2)無承認・無許可医薬品に係ります健康被害対策でございます。

いわゆる健康食品の中に、がんに効くとか、効能・効果を標榜したり、あるいは先般球磨地方でございましたけれども、輸入された健康食品の中にシブトラミンでありますとか、あるいは甲状腺末、明らかに医薬品を含有した健康食品、これによる健康被害が生じているのは事実でございます。

そういった疑いのある商品につきましては、薬務衛生課の方では、試買検査を行いまして、県の保健環境研究所、ここにおきまして成分を分析いたしまして、違反品につきましては回収命令、そういった対応策をとっているところでございます。

また、県民の方がそういった健康食品に手を出さないように、そうした違反の事実のある商品につきましては、厚生労働省の方でホームページに商品名をアップしてございます。それを県のホームページにもアップをいたしまして、県民の方々に周知を図っている、そのような状況でございます。

○藤川隆夫委員 今の説明はよくわかりました。ただ、もう一つちょっと違う観点から言うと、ビタミン剤だとか何か単剤では問題がないんだけど、いいということを聞いてそれを結局大量に摂取をして、健康被害が起こっているというのが結構出てますし、ひざにいいとか、何がいいと言いながら飲んでも、ちっとも効かぬとか、逆にそれによる健康被害とかいうのあるけれども、なかなか

か表に出てきにくい部分があると思うんですよね、表にしにくい部分がある。その部分を含めて、先ほど言った何らかの啓発が必要じゃないかなという話で、また検討してもらえばいいと思います。ここでの答弁は非常に難しいと思いますので。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
なければ、永井高齢者支援課長。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料41ページをお願いいたします。

まず、くまもと・健やか・長寿プランに関することについてでございます。

1の高齢者福祉計画評価・推進事業でございますが、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間とします第4期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画でございますくまもと・健やか・長寿プランを平成21年3月に策定をいたしました。この計画の推進を図るために社会福祉審議会の専門部会を開催し、計画の進捗状況等について御審議をいただくものでございます。

続きまして、要介護高齢者等に対する取り組みでございます。

1の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、身体機能の低下によりまして、充実した日常生活が不安な人で、家族の援助が困難な高齢者を対象といたします軽費老人ホームについて各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合、その減免相当額を補助するものでございます。

次に、2の老人福祉施設整備等事業でございますが、21年度から23年度を計画期間としております第4期介護保険事業支援計画に基づきます施設整備分と平成21から23年度の3カ年の経済危機対策としての上乗せ整備分、これは、平成24年度以降に必要と見込まれる施設等を繰り上げ、上乗せして整備するもので

ございますが、この上乗せ整備分とあわせて、30床以上の広域型特別養護老人ホームの新築、定員増、改築を行う社会福祉法人に対し、施設整備の補助を行うものでございます。

3の介護基盤緊急整備等事業でございますが、2番と同じく、第4期の介護保険事業支援計画に基づきます施設整備分と国の経済危機対策によります上乗せ整備分をあわせまして、小規模地域密着型の介護施設や地域介護拠点の整備を行います市町村へ補助を行うものでございます。

また、平成21年4月1日施行の消防法施行令改正によりまして、介護関係の施設について、これまでスプリンクラーの設置義務がなかった施設にも設置義務が拡大されましたことから、該当します既存施設のスプリンクラー設置に対して、国の経済危機対策による交付金を活用して補助を行うものでございます。

次に、4の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、介護施設等の円滑な開設に資するため、施設整備と一体的に早期から開設準備を行うことで開設時から安定した質の高いサービスを提供できるよう、施設の開設準備に要する経費につきまして、国の経済対策によります交付金を活用して助成を行うものでございます。

次に、5の中山間地等居宅サービス推進事業でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けていけるよう、居宅介護サービス提供の充実を図るため、中山間地等へ新たに立地します介護サービス事業の開設経費等に対しまして補助を行う事業でございます。中山間地は、人口が少なく、採算性の問題から居宅介護サービス事業者の立地が少ない状況でございます。サービスの提供が十分と言えないために、新たに出張所を開設する場合などに補助を行うものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

元気高齢者に対する取り組みでございます。

1の明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくり、健康づくりを推進するため、財団法人熊本さわやか長寿財団が行います事業に対しまして補助を行うものでございます。事業内容は、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2の新規事業でございます音楽文化祭開催準備事業でございますが、来年10月に開催されますねりんピック^{ふれ愛}2011熊本のイベントの一環として、さわやか長寿財団を主管として開催します音楽文化祭の開催準備を行うものでございます。具体的には、実行委員会の立ち上げ、事業計画の作成等を委託するものでございます。

次に、3の高齢者いきいきかがやきボランティア活動推進事業でございますが、全県域で、閉じこもりや認知症を防ぎ、高齢者同士が互いに支え合う地域社会をつくることを目的として、ひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常生活の援助など友愛訪問活動を行う元気高齢者、シルバーヘルパーでございますが、その養成等を行うものでございまして、県老人クラブ連合会へ委託をする事業でございます。

続きまして、介護職員の処遇改善等についてでございます。

1の介護職員処遇改善交付金事業でございますが、平成21年度の介護報酬改定プラス3%に加えまして、介護職員の賃金の確実な引き上げなどに取り組む事業者に対し、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。なお、この事業に必要な助成金は、21年度に介護職員処遇改善等臨時特例交付金として要介護者に対する取り組みに掲げておりました施設開設準備経費助成特別対策事業とあわせまして、83億円余を積

み立てているところでございます。

次に、緊急雇用創出基金の活用ということで、新規事業の扱いとなっております2の現任介護職員等研修支援事業でございますが、介護施設事業者等の介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が職員等を研修に派遣する際の代替職員の確保支援を行うものでございます。その代替職員につきましては、離職者、未就職者等を対象といたしますため、新たな雇用を創出する緊急雇用創出基金を活用した事業でございます。

43ページをお願いいたします。

最後に、2と同様に新規事業扱いとなっております3の働きながら資格を取る介護雇用プログラム事業でございますが、求人ニーズの高い介護分野において、人材の育成・確保につなげるため、離職者・未就職者等が介護施設で働きながら介護資格を取得することで、正規雇用の推進を図るものでございます。財源は、緊急雇用創出基金からの繰入金でございます。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

お手元の説明資料の44ページをお願いいたします。

まず、左側項目欄にございます要介護高齢者に対する取り組みでございます。

1番の介護給付費県負担金交付事業でございますが、市町村の介護保険給付に対して介護保険法の規定に定められた負担割合に応じて県が負担するものでございます。給付費のうち、県は、居宅サービスが12.5%、施設サービスについては17.5%を負担することとなっております。

次に、2番の介護保険低所得者対策特別事業でございますが、保険者である市町村が一定の要件に該当する低所得者に対して利用料

負担の減免を実施する場合に市町村に対して補助を行うものでございます。

3番の認知症介護研修等事業でございますが、認知症に精通した専門職を養成するため、医療機関や各介護保健施設、それから事業所の従業者などに対して、認知症についての知識や認知症高齢者への介護技術等を習得する研修などを実施するものでございます。

それから次に、4番の認知症診療・相談体制強化事業でございますけれども、認知症疾患医療センター運営事業につきましては、認知症に関する的確な診療体制の確立、それから相談体制を整備するために、昨年度から運用開始いたしております認知症疾患医療センター、これは本県では熊本モデルとしまして2層構造とし、県内に基幹型1カ所、地域拠点型7カ所を設置いたしておりますけれども、この運営事業について常勤専従の連携推進員を配置するなどいたしまして、それぞれの地域の関係機関やかかりつけ医などとの連携を深めて体制をさらに強化するものでございます。

次の地域包括支援センター認知症対応力強化事業ですけれども、これは、認知症疾患医療センターがある市町村の地域包括支援センターを認知症対応強化型といたしまして、連携担当者を配置して認知症疾患医療センターとの連携を図るものでございます。

資料45ページをお願いいたします。

一番上の認知症家族支援体制強化事業ですが、これは、昨年7月に設置いたしました総合窓口としての認知症コールセンター、これは公募によりまして認知症ホットコールと愛称をつけておりますけれども、今年度も、専門機関と連携いたしまして、県民の皆様からの御相談に応じることといたしております。

次の5番の認知症地域支援体制構築等推進事業でございますけれども、認知症高齢者とその家族の方が住みなれた地域で安心して生活できる地域社会を実現するために、市町村

単位でのモデル地域を指定いたしまして、認知症の方とその家族を地域で支援する体制の構築を図るものでございます。2カ年にわたる事業で、昨年度から、県下7市町村で取り組まれております。

それから、6番の高齢者人権啓発事業でございますけれども、高齢者の権利擁護を推進するために高齢者虐待防止キャンペーンなどを実施いたしまして、高齢者の人権に関する普及啓発を行いますとともに、地域包括支援センターの職員の方の資質向上を図るために高齢者の権利擁護に関する研修会等を実施するものでございます。

続きまして、次の項目の要介護状態になるおそれが強い高齢者に対する取り組みについてでございます。

1番の地域支援事業交付金交付事業でございますけれども、これは、介護保険法に基づきまして市町村が実施いたします介護予防事業、それから包括的支援事業などの地域支援事業に対しまして、介護保険法の規定に定められた負担割合に応じて県から市町村に対して交付金を交付するものでございます。県の負担割合は、介護予防事業が12.5%、包括的支援事業並びに任意事業は20%となっております。

次の46ページをお願いいたします。

2番の介護予防推進重点対策事業でございますけれども、市町村が行います介護予防事業が効果的に実施されますように介護予防事業に関しての市町村職員等に対する研修会の実施、それから、県下15の医療機関等を地域リハビリテーション広域支援センターとして指定をいたしまして、圏域内の市町村に対して現地指導を行うなど、技術的な支援を行うものでございます。

続きまして、左側の項目、地域密着型サービスの整備促進に向けた取り組みについてでございます。

1番の地域密着型サービス普及促進事業で

ございますが、これは、地域密着型サービスの整備促進のために、介護保険制度の概要や各種の支援事業等の説明、さらには事業所運営に当たってのきめ細かい支援策に関するセミナー等を事業所の開設を予定されている方などを対象として実施するものでございます。この事業は、今年度からの新規事業でございまして、事業者の育成を行うことで速やかな事業所開設につなげ、介護職員の新たな雇用創出することを目的といたしまして、ふるさと雇用再生基金を活用して行う事業でございまして。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 ここで高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課について質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

○藤川隆夫委員 認知症関係で、認知症地域支援体制構築等推進事業で、2カ年で7市町村でモデル地域を設定してやられているということなんですけれども、実際やられててどういう状況なのかということと、一体この認知症のレベルはどの程度の方たちを在宅へ戻しているのかという、それがわかれば教えてください。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症地域支援体制構築等推進事業は、昨年度から7市町村で実施しておりますけれども、それぞれの地域でいろんな取り組みが行われております。各地域の地域資源をマップに落とし込んだりとか、あるいは徘徊についてそれを支援することをやったりとか、あるいはコーディネーターを配置して地域での連携会議といったものを実施するとか、そういったことが行われておりまして、ことしに入って中間報告ということで県庁の大会議室を使っ

て報告会等も行ったりいたしております。

それから、地域にはどの程度の方が家庭にということについては、ちょっと今手元にはございませんので……。

○藤川隆夫委員 認知レベルもじゃあわからないということですね。どの程度の認知レベルの人たちを出しているのかという問題。認知レベルの3の方を出しているのか、2の方を出しているのか、1の方を出しているのかによって違うだろうし、徘徊するしないの問題もあるだろうし、いろんな問題抱えていると思うんですよね。

確かにいい事業なんですけれども、やっていく上において物すごい負担があるだろうなと思ったんで、具体的にどのような形でどの程度まで進んでいるのかをちょっと聞きたかったんで、まだ途中経過ということで、それはそれでわかりましたんで、わかっている範囲で、後で構いませんので、情報をください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 高齢者支援課、部長のごあいさつのところで、組織の整備とか大分ありましたもんね。組織というか、老健とか特老のこととか受け入れの施設の整備、部長説明の2ページ、4,600人分の基盤整備を進めてまいりますと。平成22年度は、このうち1,700人分、これは課長のところでしょう。なら、私、質問の間違いかな。——高齢者支援課長でいいわけですね。間違うとらぬ。

そっですすよ、これを進めていって、今もかなりありますよね。至るところに老健、特老、グループホーム、多機能型。私、阿蘇の高森から熊本に来る間にヘルパー車、何とか車、高齢者を乗せてうろろろする車がもう毎日会わないことないですよ。それも1台、2台じゃないですよ。もうすれ違うたびに、

施設の名前が違う車がうろうろしとるというですかね。さらにこうして施設を拡充して充実していけば、かなりこれは県の負担というかな、最後は納税者の負担ですよ。これを永久に50年、70年、100年やれる自信がありますかね。課長の答弁では、ありますでもいい、ないでもいい、また国と相談して、国の動向を見てという答えになると思うんですけど、常識的にですたい、こんなに風船ば膨らましてですよ、永久に空気をずっと吹き込んでいくことができるのかと私は思いますけどね。対策課長さんですから、何か。

○永井高齢者支援課長 冒頭、部長の説明の中でもございました。まず、第4期の経済対策によりまして、どの程度施設整備を行うかということで、今委員からお話がございましたとおり、約4,600人分の施設整備を行うということにしております。

中身としては、特別養護老人ホーム、あるいは介護つき有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護という、そういうサービス分類がございます。あるいは認知症高齢者のグループホーム、それから小規模多機能型居宅介護という大きく4つの分類でございます。それを当初計画と、それから経済危機対策としての上乗せ整備分を合わせまして4,600名分ということでございます。これに基づきまして、平成22年度は約1,700人分の整備を行うという計画でございます。

○堤泰宏委員 私の聞いているのは、後始末をし切るかということをお願いとるんですよ。

○永井高齢者支援課長 この計画につきましては、いわゆる介護保険者でございます市町村の方に当然介護事業の計画というものをおつくりいただくんですが、当然そこにありますのは、介護保険料との見合い、これからの入所施設等を初めとしたサービス施設の整備

の必要性等々を考えながら……。

○堤泰宏委員 いやいや、それは聞いとらぬ。あと、面倒見切るかどうかを私はお尋ねしているんですよ。4,600床もふやしてですよ、今幾つありますか。

○溝口幸治委員長 堤委員、せっかくですから江口長寿社会局長に。総括してお答えください。

○堤泰宏委員 あと、面倒見切るかどうかを聞きよっとですよ。

○江口長寿社会局長 介護保険のサービス基盤の整備に当たりましては、通常3年ごとの計画を立てて、その計画に沿って整備をしていくということになっております。この介護保険の計画は、介護保険の保険者、運営主体が市町村ですので、市町村にまずつくっていただきます。県全体の計画としてはそれを積み上げたものになっております。その際、市町村においては、その3年間でどれくらいサービスをふやしていくのか、それに伴ってどれくらい住民の方の保険料がふえるのか、市町村の負担金がふえるのか、そういったことも踏まえて計画をつくることになっております。

今回のこの4,600人分ふやす計画については、当初の21年度から23年度の3年間の計画とあわせまして、昨年の経済危機対策、これに伴いまして上乗せ整備をするということになりました。この上乗せ整備計画を各市町村につくっていただく際にも、同様に保険料負担への影響、それから各市町村の負担金への影響、これも踏まえて具体的な基盤整備の計画をつくっていただいておりますので、各市町村が保険者の判断として、当然その負担には耐えられるという判断のもとにこの計画がつけられているということでございます。

○堤泰宏委員 今国が各市町村に貸し付けとる金が60何兆ありますよ。60数兆円ですよ。だから市町村というとは金ねえんですよ。国から借りとる市町村というのが大変多いんですよね。今おたくがおっしゃるのは、市町村の要望を聞いて市町村ができると言えばやりますと、単純に言えばそういう言葉ですよ。それはやりますよ、それは。要らないと言う市町村はおりませんよ。それは各市町は選挙も抱えとる、それはもう何でもばらまいた方が当選可能になるからいろんな要望を出してくるけれども、財布を握っとるのはあくまでも国と県ですよ。だから、こちら辺のチェックがしっかりしてないと——ちょっと話を飛ばしますよ。じゃあ70歳以上の高齢者医療が無料になったときに、あれは療養型ベットかな、かなりつくったでしょう。あれもう維持し切らぬじゃないですか。そして、あれを老健、特老に——特老には変えられぬか。老健にかなり転化をしていますよね。そして、3カ月以上入院すつと、できぬとは言わぬけれども、かなり制限をかけてきて、3カ月以降は転院をせにやいかぬ、老健、特老に移らにやいかぬ。老健、特老は、今度は簡単には受け入れができない。最初つくったことを、まだ20年、30年ぐらいでもう維持し切らぬわけですね。

ところが、ちょっと私話を広げて申しわけないですけども、農業の世界もそうですよ、建設業の世界も。ミカンの木を植えなさい、補助金を出します、出します、過当競争になって、今度は切んなさい、切んなさい、また補助金を出す。杉の山もヒノキの山も、阿蘇の農林業者は、もう飯を食えないですよ。終戦後植えなさい、植えなさい、保安林じゃ何じゃ何じゃ、もう木が余り過ぎてどうしようもない。だから、私が言うのは、30年後、50年後、100年後に大丈夫ですかと、その見通しをお尋ねしとるわけですよ。畜産

も一緒ですよ。近代化資金を出して、鉄骨のスレート張りの豪華な畜舎をばあつと建てさせて、今それは、ほとんど空っぽですよ。牛は入つとらぬです。

だから、30年後、50年後、70年後にこの特老、老健、グループホーム、多機能型、これをちゃんと運営する自信があるかを私は聞いてるんですよ。

○溝口幸治委員長 堤委員、非常に持論も含めてよく……。

○堤泰宏委員 これは税金で賄われる。

○溝口幸治委員長 きょうは事業の説明ですので、またこの深い議論は改めてする機会というか、一般質問もございますし、そのときにというふうに思いますので。

○堤泰宏委員 わかりました。じっくりやりましょう。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんでしようか。

なければ、先ほど藤川委員の質問にもありましたように、部長のきょうの御説明にもありました総括的な質問でも構いませんが、どうぞ藤川委員。

○藤川隆夫委員 その件は、先ほどちょっと部長と話をしまして……。

○溝口幸治委員長 密室で。

○藤川隆夫委員 どうも健康福祉部のマターじゃなくて、私が思ったのは、一時健康福祉部に関しては、フラット化をやりましたよね。それ、失敗しましたよね。それから、いろんな形で、だれがしたか知らぬですけども。非常に問題があったので、またもとに戻

したような形で、総室というような形でつくられ、そして、なおかつ今度は局という形に変わって、実態として中身がどうなのかという話なんです。実態が変わらないなら、なぜ変えるのという話だったんですけども、どうもこの健康福祉部でどうのこうのという話じゃないみたいなので、もうそれは違うところでまた話をしようと思っていますので、いいかと思います。

○溝口幸治委員長 加えて、当初予算のときにはこの組織体制で議論をしていないわけです、健康福祉部に限らずほかのところもそうですけれども。そして、新しく変わっての初めての委員会で組織が変わりましたというのは、やっぱりいささか乱暴のような気がいたしますので、これはまあまた総務部、人事課等との話にもなるんでしょうけれども、やっぱりちょっと違和感がありますので、この件は、執行部内で部長さんたちの会議の席でもおっしゃっていただければと思います。

○松田三郎委員 関連して、5～6年ぐらい前、フラット化のときに私は厚生委員会にいましたけれども、健康福祉部だけで19の課室があったわけですね。1年後ぐらいに、これは部内で検証はしたんですかとの質疑に、今最中でございますという答弁でした、あのとき。おっしゃるように、藤川委員はもう明らかに失敗と断言なさいましたが、知らぬ間に今度は総室のくくりが3つ4つ出てきて、また今度は局が出て、総室で——部長説明のところで最終的に1局2総室8課1室及び3課内室と。

組織というのは、わかりやすい、かつ効率的な組織というのが一番いいと私は思います。仮にわかりにくくても、内部で効率のいい意思決定なり政策決定ができるならそれでいいんでしょうけれども。藤川委員ほど自信を持って失敗とは言いませんが、定期的にか

ろころ変わるといのは、やっぱり何かいいものを生み出そうと思って、まだ発展の途中であるのかどうかわかりませんが。来年度以降、例えば部内に人事課か総務部が言うた、あるいは知事からのことが強く働いたのかもしれませんけれども、部内としても、やっぱりそうところろ変えてもらっちゃ困るというようにお考えなのか。いやいや、それはごもつともです、やっぱりこっちの方がいいですというのか、部長の意思として、さっき委員長もおっしゃったように、私は久しぶりであれですけども、当初予算の審議のときと変わったというのが、何らかの説明が——聞いた人はいいですけども、聞いてない人に対しては、ちょっとしゃべられる範囲で結構ですけども、部長からお伺いできればと思います。

○森枝健康福祉部長 フラット化のときは、平成14年度に検討して、15年度以降もフラット化したということで、今おっしゃいましたように、5グループ19課ということで、担当次長がそれぞれ各課のフロアに出て、いい面、悪い面いろいろあったと思います。

割と担当次長と各課の連携が強くなったといういい面と、ただ、私ども部全体としては連携がちょっと弱くなるというマイナス面等々があったというぐあいに思いますし、課が小さくなりますので、非常に機動力は高まりますが、大きな問題が発生したときに課だけの対応力ではなかなかパワーが足りないとか、そういったもろもろのことがあったというぐあいに思います。

検証のとき私はほかの部に行ってまして、そのときちょっとおりませんけれども。いずれにしても、組織そのものはいつもベストということはなかなかないんで、やっぱりできるだけベターな、時代時代、ニーズに応じたベターな状態で、効率ということと政策効果ということが一番いいバランスはどうかとい

うことで編成されたのが一番望ましい型と私自身は思っていますが。ただ、フラット化のときも全庁的な方針として打ち出されたと。健康福祉部が、やりたいという話じゃなかったんですけども、総務部を中心とした全庁的な方針の中で健康福祉部が実験的にやってくれということなんで。ということを受けて、実験的に健康福祉部はやらせていただきました。部の職員も多分いろんな思いがあるかと思いますが、そういう部の、ほかの部は多分各部に1カ所ずつ、環境生活部など幾つかの部は一部フラット化をするということではなされたと思います。

全体の検証は総務部が中心でなされるべきと思いますが、そういう健康福祉部としての検証といいますか、そのときはおりませんでした。が、大まかな話としては一長一短というふうなことだったかなというぐあいに思います。

今度の部内局は、部全体としては商工観光労働部だけが部内局に全体制をすると。あと、プラス農林水産部と私たち健康福祉部が一部先行モデル的に実験的にやってくれという全庁的な方針がありましたので、多分うちの部の中では、そういうフラット化の経験とかも踏まえて、プラス面、マイナス面、そういう検証面までやるならば、少しでも効果上がるようにということ念頭に、今年度もやっていきたいと思っておりますし、ただし、やりながら、例えばこういう問題があるとか、こういう面はいいとかというのは整理は部なりにして、総務部に伝えていきたい、というか報告をしていきたいと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 それでは次に、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、駒崎環境生活部長。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織機構でございますが、10課3課内室及び1出先機関という構成でございます。組織は昨年度と変更ございませんが、食の安全・消費生活課で所管していました食育に関する業務を健康福祉部へ移管いたしました。先ほど健康福祉部の方から説明があったところでございます。

次に、平成22年度当初予算でございます。一般会計の当部関係予算は、総額127億1,500万円余でございます。

その主な施策等について御説明いたします。

まず、地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出量削減が緊急かつ重要な課題であります。県内総排出量の5割以上を占めております事業活動からの排出削減対策として、去る4月1日に施行いたしました熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく温暖化対策推進計画の策定や、省エネ設備の導入及びエコ通勤実施などの取り組みに対して支援を行い、事業者の自主的取り組みの一層の促進に努めてまいります。

有明海・八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、種々の環境保全活動に取り組むとともに、地域協働体制づくりを行ってまいります。また、有明海や八代海の水質環境基準未達成海域における重点的な水質調査を実施いたします。

地下水対策につきましては、水量、水質の両面から引き続き常時監視に努めるとともに、多面的な活用に向け、湧水源の管理実態に係る基礎調査や調査研究、湧水源を生かした地域活性化への支援等にも取り組んでまいります。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な頭数に管理誘導するため、引き続き、

捕獲を行う市町村に対する補助を行うなど、捕獲体制の整備を図ってまいります。

廃棄物対策につきましては、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元への説明会や地質調査等、施設整備に向けた取り組みを推進します。また、廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用、適正な利用の促進に取り組んでまいります。

水俣病対策につきましては、去る3月29日に熊本地方裁判所において和解の基本合意が行われるなど、全面的な解決に向けた動きが進んでおります。本年度の予算は、これまでの制度に沿った経費を中心に計上しておりますが、和解成立等を受けた救済を実施する場合には、補正予算での措置をお願いし、適切に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、去る3月末に策定された熊本県消費者施策の推進に関する基本計画に沿って、消費生活相談機能の強化や多重債務者問題に係る施策の充実などに取り組んでまいります。特に多重債務者問題については、債務整理から生活再建までの一貫した支援に取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、地域防犯力の一層の強化及び交通事故の抑止に取り組んでまいります。また、犯罪被害者等の支援について、被害者やその家族または遺族が必要とする支援を適切に受けられるよう、各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額等を計上しており、総額は126億9,900万円余となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は254億1,400万円余となります。

最後に、水俣病対策につきましては、最近の状況を御報告申し上げます。

水俣病被害者の救済につきましては、昨年7月の水俣病被害者救済特別措置法の成立以降、各被害者団体と和解協議等を重ねてまいりました。その結果、裁判所から一時金210万円等を内容とする和解所見が示され、去る3月29日、裁判を行っている団体と和解の基本合意が整いました。また、裁判を行っていない団体にも和解所見と同様の救済内容が国から示され、4月16日には、特措法に基づく救済措置方針の閣議決定が行われました。

これにより、平成16年10月の最高裁判決以降、早期救済を求める多くの被害者の方々に救済の扉が確実に開かれることになりました。平成18年5月以降4年近く県議会とともに政治解決を求めてきた県としましては、被害者の方々に対して責任の一端を果たせるのではないかと考えております。

このことは、特措法の成立や和解の基本合意などの幾多の重要局面において、県議会から適宜適切な御示唆をいただくとともに、議員の皆様が精力的に行動いただいたおかげであるとと考えております。

これまで県議会が一貫して党派を超えた取り組みをされ、知事以下執行部の活動を御支援いただいたことに対し、改めてお礼を申し上げます。

今後、被害者の方々の迅速な救済を図るため、検診や判定の作業を円滑に進めることが県の次の使命であります。このため、職員一丸となって最大の努力を払ってまいります。

また、胎児性患者の方々の日常生活支援等、地域福祉の向上や地域振興にも取り組んでまいります。

今後も県議会の変わらぬ御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上が当部の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、地球温暖化対策の促進でございます。

地球温暖化の対策につきましては、温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%削減するということを目標として各種施策を推進しておりますが、平成19年では14.7%増加という形になっております。そのため、より一層の削減を進めるため、ことしの4月1日より施行しました熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づきまして、排出削減への自主的かつ積極的な取り組みを推進いたしますとともに、計画書制度等の新たな仕組みを県内事業者者に普及を図るため、各種の施策に一層取り組んでいくこととしております。

主な事業としましては、(1)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業としまして、推進会議の開催や各種キャンペーンの実施、それと、一番下でございます、⑧でございます中小規模事業者によります排出削減の取り組みと環境活動団体による環境活動との連携を推進するためのくまもとECOプロジェクトなどに取り組んでまいります。

(2)でございますが、新規事業でございますが、事業者計画書制度促進事業、それと次の49ページになりますが、(3)のエコ通勤等促進事業、こういった新規事業に取り組んでまいることにもしております。(2)の事業では、③でございます中小企業者の省エネ設備

導入・改修等の経費の補助を行うことにしておりますし、(3)の新エコでは、①でございますように、事業所内の駐輪場設置、そういったものにも補助をしていくということにしているところでございます。

(4)の市町村地球温暖化対策推進事業におきましては、市町村が実施します施設の省エネ改修等のための補助に取り組んでまいることとしております。

なお、(2)、(3)、(4)の事業につきましては、国の地域グリーンニューディール基金を活用して実施するものでございます。

49ページの環境保全活動の推進につきましては、(1)で環境立県くまもとに関しまして各種の普及啓発を行ってまいります。

それと、2番目の方では、(1)でございます環境センターの運営事業が主なものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

50ページには、県の環境関連施策の推進並びに点検及び評価ということで実施しております。

(1)これも新規事業になりますが、環境基本指針・計画策定事業としまして、本年度で対象の終期、終わりを迎えますこの2つの指針・計画の改定を行いますので、また厚生常任委員会の皆様には御協力をいただくという形になると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(2)の方は、既にごございます環境管理システムをまたことしもずっと行っていくというものでございます。

続きまして、資料51ページをお願いいたします。

循環型社会形成の推進でございます。

これにつきまして、バイオマスの利活用推進のための普及啓発を行いますとともに、(1)では、バイオマス利活用促進事業も取り組んでまいります。また、(2)で、本年度の

新規事業といたしまして、子育て支援団体が親子で取り組みます環境学習会への支援事業としまして循環型社会啓発推進事業、こういったものにも取り組んでいくこととしておるところでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生の推進でございます。貴重な自然環境や水産資源の宝庫であります有明海・八代海の海域環境の保全・改善、さらには水産資源の回復による漁業振興等に関係部局が連携し、総合的、全庁的に取り組むものでございます。

(1)の有明海・八代海再生推進連携事業としましては、再生に向けた県計画の推進や国、あるいは関係県などと調整を行います。それと、(2)では、干潟等沿岸海域再生推進事業といたしまして、地域の環境保全団体等との協働による活動体制づくりなどを行ってまいります。

次に、53ページをお願いいたします。

水俣病問題解決に向けました対策の推進、チッソ支援でございます。

1番に、チッソ支援のこれまでの経緯を記載しております。

昭和53年度以降、県が県債を発行し、チッソに貸し付けますいわゆる患者県債による金融支援が行われてきたところでございます。また、そのほかに、設備資金、一時金資金、そういった貸し付けも行われたところでございます。しかし、平成9年度以降、チッソ支援のあり方について中長期的観点からの検討が行われ、平成12年2月に抜本的支援策が閣議了解されたところでございます。

2番目に、抜本的支援策の概要を記載しております。平成12年度下期以降、患者県債方式を廃止し、次のような支援策を講ずることになりました。

①としまして、県は、チッソが経常利益から患者補償を支払った後、可能な範囲で県へ

の貸付金返済を行い得るよう所要の支払い猶予等を行う。

②としまして、国は、県の県債償還に支援を来さぬよう、支払い猶予等相当額の8割を補助金として交付し、残りの2割は県が特別県債を発行し、その元利償還については100%地方交付税措置を行うというものでございます。

3番目が、現在の救済策に伴う新たな財政支援でございます。現在進められております救済策の実施に当面必要な予算としまして、国の予算にあわせて予算を計上したものでございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

54ページが、チッソ株式会社に対する金融支援措置の仕組みという形でつくっております。後ほど御参照いただければと思っております。

続きまして、55ページが特別会計の内容でございます。

総額につきましては、先ほど部長の説明でありましたように、126億9,000万円ほどという形になっているところでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

チッソ株式会社に対する貸付状況というところでございます。一番右下の数字をごらんいただきたいと思います。貸付残高が、22年3月31日現在で元利合計で1,494億円ほど残っているという状況でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

これが、チッソに対する県債の償還状況でございます。県の起債がどれだけ残っているかというものでございます。これの右下をごらんいただければ、あと830億円程度まだ起債が残っているという状況になっているところでございます。

以上が環境政策課の概要でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 じゃあここで休憩をとります。40分に再開をいたします。

午後3時34分休憩

午後3時40分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開します。
松島環境保全課長。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の58ページをお願いします。

大気・化学物質対策の推進でございます。

説明欄の1のアスベスト問題に関する相談及び救済対策の推進でございますが、アスベスト問題に係る相談対応や救済給付申請の受け付けを行うものでございます。(3)の石綿健康被害救済基金拠出金は、健康被害を受けられた方等への救済給付を行うため、独立行政法人環境再生保全機構が管理する基金へ1,451万円を拠出するものでございます。

2のアスベスト対策の推進でございますが、これはアスベスト汚染を防止するための対策でございます。大気中へのアスベスト飛散を防止するため、環境濃度調査等を行うものでございます。

資料の59ページをお願いいたします。

(1)は、建築物の解体やアスベスト除去作業場への立入検査、作業現場の環境濃度調査を行うものでございます。

(2)は、スレート板等、現在規制対象外の成形板解体作業等の実態調査や環境濃度の実態把握を行うものでございます。

(3)の一般大気環境濃度調査事業は、汚染の可能性のある採石場周辺の環境調査を行うものでございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

説明欄3のダイオキシソ類対策の推進でございます。ダイオキシソ類対策特別措置法に基づき、大気、水質等の環境濃度調査及び工

場・事業場の排ガス・排水の監視及び立入調査・指導を行うものでございます。

(1)のダイオキシソ類環境監視事業は、県内を4ブロックに分けてローテーションで環境調査を行うもので、本年度は、菊池・阿蘇・上益城地域で実施する予定としております。

(2)の工場・事業場調査事業は、ダイオキシソ類特措法に基づく届け出指導、立入調査、排ガス等の行政検査を行うものでございます。

(3)の水俣地区環境監視調査等事業は、水俣市の百間排水路でダイオキシソ汚染が確認されましたので、そのために水俣湾等の水質監視や魚類の調査を行うものでございます。なお、百間排水路等の堆積汚染土砂については、土木部の方で公害防止対策事業としてしゅんせつ工事を行っているところで、この4月末、あるいは5月の早い時期にしゅんせつ工事は終わる計画となっております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

説明欄4の大気質の保全対策の推進でございます。大気汚染防止法等に基づき、ばい煙の規制や大気汚染状況の監視を行うものでございます。

(1)の大気汚染規制事業は、工場・事業場に対して、ばい煙発生施設等の届け出指導や立入検査を行うものでございます。

(2)と(3)は、県内に設けました36の測定局と2台の移動測定車を活用しまして、大気環境の常時監視を行うものでございます。この監視結果から、光化学スモッグ注意報等の発令を行います。

次に、62ページをお願いいたします。

騒音・振動・悪臭防止対策の推進でございます。騒音規制法等につきましては、規制地域や規制基準等の設定は知事が行い、事業場への改善・指導等の規制事務は市町村が行っておりますので、これらを支援するものでご

ざいます。

(1)、(2)、(3)のとおり、土地利用や市町村合併に伴う地域間の不整合を是正するため、規制地域や規制基準の見直しを行いました。全域規制として、騒音・振動については、平成21年5月1日から施行し、悪臭については、ことしの5月1日から施行の予定です。また、(4)の航空機騒音調査事業につきましては、阿蘇くまもと空港周辺の騒音の実態把握のために、常時監視を10局の測定局で行っております。

63ページをお願いいたします。

開発における環境配慮の推進でございます。道路建設や廃棄物処分場等の開発事業が環境悪化を招くことがないように、事業着手前に調査・評価をする制度である環境影響評価法や条例等の適正運用を図るというものでございます。

以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

64ページからでございます。

水環境課の方では、水資源確保、それから地下水対策、それから川、海、地下水の水質保全、それから水道事業に取り組んでおります。

1つ目の柱でございます。

まず、(1)でございます。熊本地域の地下水保全としまして、知事を議長としました対策会議を11市町村と設けておりまして、長期的な総合保全管理計画のもとで第1期行動計画、これは平成21年から25年度まででございますけれども、この進行管理をしております。また、具体的な地下水涵養をするため、大津、菊陽を中心としました白川中流域におきまして、転作田で水張りを行う水田湛水事業を実施しております。推定涵養量は、熊本地域の水道使用量の約2カ月分に当たります。

それから、(2)は新規事業でございますけ

れども、県下各地の重要な湧水源等について、現在の土地の所有や管理実態、それから周辺状況を整理しまして、今後フォローアップしていきたいと思っております。それとともに、森林の有する地下水涵養効果について、その効果量の数値化に向けて、熊大などとともに、阿蘇西麓のこの熊本地域の地質構造を踏まえた調査研究を行います。

また、次ページでございます。

湧水源を活かした地域活性化推進事業は、全国アピールのモデル例となりますように、湧水源のPRや湧水に親しむ施設の整備、それから、湧水にはぐくまれました製品の活用事業等に対して2分の1の助成をしようというものでございます。

次の熊本の水「夢戦略」事業は昨年度からの取り組みでございまして、有識者による水の戦略会議を開きまして、さまざまな意見をいただいております。

また、熊本県地下水保全条例につきまして、地下水採取の抑制措置等の検討を早ければ来年度中の県議会提案に向けて検討を進めたいと思っております。検討状況につきましては、本委員会に随時報告をさせていただきたいと思っております。

また、熊本地域の白川中流域以外の台地部での地下水涵養の事業化を検討いたします。

次の(4)ですが、小学生を対象にしました水の学校、それから幼稚園、保育園を対象にしました水のお話し会、それから水の作文コンクール、これは中学生を対象としております。

次のページをお願いいたします。

県民運動でございます。みんなの川と海づくりデー、これは一斉清掃を行うものでございます。

それから、みんなの川と海づくりの県民大会は、年1回、活動報告・情報交換を行っております。

次の柱、水質保全対策の推進でございま

す。

(1)の①は、河川や海域等での水質調査でございます。なお、長期的には水質改善の傾向が続いております。そういう結果でございます。

それから、②は、これは、排水量が多い、あるいは有害物質を取り扱っております事業所への立入調査等を実施するものでございます。昨年度の実績としましては、17件基準超過がございまして、改善勧告等をかけております。

③は、油流出等事故への対策でございます。昨年度が、49件事故が起っておりまして、油流出が多うございます。

次の水質環境重点調査は、環境基準の未達成海域において、通常は起こっておりません鉛直分布、つまり、海の深さごとの水質や、あるいは回数をふやしました海底底質の調査等を行うものでございます。本年度は、白川、緑川の河口部5地点で行います。

次のページにわたりますが、(3)は、地下水質につきまして、①は、法で新たに基準が指定されました3物質についての調査や定点での監視調査、また、汚染地区のフォロー調査を行います。なお、近年、重金属等による新たな汚染はほとんど見られなくなっております。

②は、地下水保全条例に基づく事業場への立入調査でございます。昨年度は基準超過はあっておりません。

③は、硝酸性窒素による汚染の進行が見られます荒尾地域及び熊本地域について、関係諸機関と連携して対策を進めていきます。

最後の柱、水道事業の推進でございます。

本県は、水道普及率が全国最下位の86%でございます。地下水が豊かということでございますけれども、安全安心な飲料水の確保のため、市町村の水源地開発調査の助成や国庫補助金の事務、それから維持管理の指導を初め簡易水道の統合をされるように促進を行って

おります。

また、新規事業としまして、水道未普及地域の解消に向けて、モデル地域での実態調査を行い、水道普及指導マニュアルを作成することとしております。

68ページまで、水環境課は以上でございます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の69ページをお願いします。

まず、自然環境の保全についてです。本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐための保全対策、あるいは希少な野生動植物を保護するため、(1)の普及啓発事業の実施、(2)の自然環境条例に基づいて指定してあります自然環境保全地域などにおける開発の規制などの保全対策、さらに、(3)の野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき指定してあります40種の指定希少野生動植物の捕獲、採取を規制するなど、生物多様性の保全を図るとともに、(4)の本県特有の豊かな自然の中に存在している生物多様性を未来に引き継いでいくため、本年度、生物多様性地域戦略を策定する計画であります。

次に、野生鳥獣の保護管理についてです。野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や第10次鳥獣保護事業計画に基づいた有害鳥獣捕獲などの狩猟関連事業や鳥獣保護センターを中心に野生鳥獣保護思想の啓発を行ってまいります。

70ページをお願いします。

具体的事業といたしまして、(1)の特定鳥獣適正管理事業ですが、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、シカを適正密度へ誘導し、森林被害等の早期軽減を図る事業であります。具体的には、①、②の有害捕獲や頭数調整捕獲の補助、わなの技術講習会や実証試験を計画しております。

さらに、野生鳥獣の保護や保護思想の普及

を図るため、(3)の鳥獣保護センター管理運営事業を行い、傷病鳥獣の受け入れや、傷病鳥獣保護ボランティアの活動を支援することとしております。

なお、本年度も、昨年に引き続き、(4)のサルノの生息区域などのモニタリング調査を行い、対策方針の内容チェックを計画しております。

71ページをお願いします。

自然公園の保護・利用についてです。自然公園内での開発行為の規制などを行い、適正な保護に努め、自然歩道などの施設整備に努めるものであります。

まず、(1)の保護では、自然公園法や県立自然公園条例に基づき、開発行為に対し、許可などによる規制を行うとともに、阿蘇、天草の国立公園の清掃活動への助成などを行い、自然公園の適正な保護に努めてまいります。

(2)の公園の利用については、県有自然公園施設や九州自然歩道の清掃管理、天草、福岡両ビジターセンターの運営管理などにより、公園利用の方々に快適に利用できるよう努めてまいります。

また、本年度は、(3)の自然公園施設ソーラー化事業により、利用者の多い公衆トイレの照明器具にソーラー型LED照明を設置し、太陽光発電の普及や二酸化炭素削減を図る計画です。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、これまでの説明について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○鬼海洋一委員 影響評価が今進展中という、これは、三角・手場の産業廃棄物処分場の申請に基づく環境影響評価だと思うんですが、かなり長くなっておるんですけども、

現状、どの程度なんですか。

○松島環境保全課長 環境保全課でお答えいたします。

もともとは平成19年度に方法書が出されまして、19年度途中から環境アセスを負っておりました業者などが一応手を引いたと。現在は、今のところ具体的な動きというのははっきり出ておりません。

○鬼海洋一委員 そろそろそういう意味では決着をつけるべき時期じゃないかというふうに思っていますので、いつまでもだらだらというわけにはいかぬのじゃないかと思えますから、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 61ページ、大気汚染。民間のこれはうわさ話と思って聞いてください。

中国からかなりの汚染物質が日本、特に九州、また熊本に飛んできると。ここに光化学スモッグとか書いてありますけれども、何か水銀がまじっちゃおらぬだろうかという、そういうことをちょっと聞いたことがあるんですが、そういうデータか何かあるとか、全くないとか、お尋ねします。

○松島環境保全課長 光化学スモッグとか、そういった大陸からの汚染物質の移動については、特に九州地域については光化学スモッグの注意報等の頻発から言われておりました。これについては平成19年に九州地方知事会の方でも国に要望といった形がなされました。その関連の中で、大陸からの移動というものについても国の方でも調査をいたしまして、影響はあるにしても具体的なところはよくわからないと。いずれにしても、大陸からの移動については考えられると、そういった

コメントが出されております。

また、水銀につきましては、県の宇土にあります保健環境科学研究所、そちらの方で調査をいたしまして、通常よりも高い濃度の水銀濃度が検出されております。ただ、その濃度としましても、水銀については環境基準がございませんけれども、それもずっと低いレベルでの検出でございます。ただ、通常よりも高いレベルとして検出された。その大気の流れを見てみると、どうも大陸の方から来ているようだ、そういった報告を受けております。

○堤泰宏委員 大陸というのは中国のことでしょう。はっきりしとった方がいいですよ、これは。うやむやにせんがいいですよ。それから、含まれとる含まれとらぬもはっきりして、数値が人体に影響があるかないか、これははっきりしとった方がいいですよ。ないならないと。しかし、含まれとるなら含まれとる。どこから飛んできよるか、これはお金ばかりかけてもやっぱり調べるべきじゃないですかね。

○松島環境保全課長 どこどこという国までまだ国の方でもはっきりは明言しておりません。ただ、大陸の方からの移動ということで。そういった発生源が今多分に中国大陸にございますので、そういう見方もできるかもしれませんが、研究の中ではまだはっきり大陸といった言い方で整理されているようです。

○堤泰宏委員 だけん、それは特定せんとだめですよ。責任の所在ば問う時期が必ず来ますよ、これは。

○松島環境保全課長 その件については、日本、韓国、中国との首脳会議、あるいは大臣レベルの会議等もできておりまして、そうい

った中でまた検証されていくことかと思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 ちょっと今の件、気になりますからね。日韓で共同調査の事業がありますよね、大気汚染の問題については。保環研もその中に加えられて、特に忠清南道との共同研究等の発表会もあっているわけですから、そういうものが現実に行われているという状況を御報告いただきますと。あと、バックグラウンド汚染がどこかの認定については、両国間の問題もあってはっきりしていないけれども、そういうことが、今外交の問題となっているという事実だけを今報告されていくといいんじゃないかと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、加久廃棄物対策課長。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

72ページをお願いいたします。

廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化について御説明申し上げます。

1番及び2番につきましては、県民、事業者、行政が一体となって行いますごみゼロ推進県民大会やマイバッグキャンペーン、さらには、新規事業といたしまして、レジ袋無料配布中止等の推進を行うことによりまして、廃棄物の減量化、資源化に取り組むものでございます。

続きまして、3番並びに73ページの4番でございますけれども、これは、排出事業者や処理業者が行いますリサイクルに関する研究開発、あるいは先導的な技術を持った産業廃棄物リサイクル施設等の整備に対しまして補助を行うものでございます。

5番の廃棄物コーディネーター事業は、産

業廃棄物の処理などの実務経験者2名を3Rコーディネーターとして配置し、この2名の職員が企業を訪問いたしまして、廃棄物の削減やリサイクルに対する情報提供や助言を行うものでございます。

次に、廃棄物の適正処理の推進でございます。

まず、1の産業廃棄物適正処理事業でございますが、処理業者などへ立入検査などを行い、産業廃棄物の適正処理を確保するものでございます。

74ページをお願いいたします。

2番、3番、4番につきましては、不法投棄に関するものでございます。2番は、保健所に1名、廃棄物監視指導員を配置いたしまして、監視活動、早期改善指導を行います。3番は、協定を結んでおります団体等との協働によるパトロール等によりまして、住民参加の監視体制を整えているところでございます。4番目の不法投棄実態調査事業は新規でございますが、県内に残存している原因者不明の産業廃棄物の不法投棄事案の調査などを行うものでございます。

5の海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業並びに6の海岸漂着物等回収・処理事業は、いわゆる海岸漂着物処理推進法に基づきまして、行政・NPOで組織します協議会の運営及び地域計画の策定並びに海岸管理者が海岸漂着物の回収・処理を行うものでございます。

75ページをお願いいたします。

公共関与推進事業でございますが、公共関与によります管理型最終処分場の建設の促進に関するものでございます。建設予定地住民などへの説明会を開催しますとともに、財団法人熊本県環境整備事業団が取り組みます環境アセスなどの費用につきまして貸し付けを行うものでございます。同財団におきまして、平成20年3月から環境アセス手続が進められておりますが、昨年11月から実施してい

る現地調査と並行して、平成22年度は、環境アセス準備書の作成に着手することとしております。また、あわせて、施設の実施設計にも着手予定でございます。

76ページをお願いいたします。

8の管理型最終処分場立地交付金事業と9の最終処分場周辺環境整備等補助事業でございますが、産業廃棄物の最終処分場の立地促進、理解促進を図るための制度として市町村への補助を行うものでございます。

10の廃棄物処理計画策定事業は、新規事業でございます。廃棄物処理法に基づきまして平成18年に策定いたしました熊本県廃棄物処理計画が改定時期を迎えております。平成23年度から27年度を計画期間とする第3期の廃棄物処理計画の策定を行うものでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。

○谷崎環境生活部次長 次長の谷崎でございます。

本日、水俣病保健課長が地元で新しい救済策の説明会に出席をいたしておりますので、お許しをいただきまして、かわって御説明をさせていただきます。

資料の77ページをお願いいたします。

まず、水俣病被害地域の保健医療対策の推進といたしまして、住民の健康不安を解消するために、医療事業と健康管理事業を行っております。

医療事業といたしましては、それぞれの症状がある方に医療手帳と保健手帳の2種類の手帳による医療費等の給付を行っております。双方の手帳の違いは、説明欄記載の表のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

(2)の健康管理事業でございますが、水俣市ほか1市2町で成人病健診等にあわせて、水俣病に見られる神経症状の問診あるいは血液検査を行って健康管理を行っております。

水俣病に係る各種相談等にも応じていることといたしております。

その下の新たな救済策についてでございますが、先ほど部長の御説明の中にも申し上げたようにございますが、去る4月16日に救済内容を定めました救済措置方針が閣議決定されたところでございます。ここにその概要をお示しいたしております。

四肢末梢優位の感覚障害がある方、これは、四肢ですから両手両足の末梢優位、末端、足先、指先の先に行くに従ってより強く感覚障害があるという四肢末梢優位の感覚障害がある方や、全身にそのような感覚障害がある方などに対して、県が行う診断による検査所見書と、それから救済を求める申請者が提出されます民間の診断書、これを総合して判定して、該当する方には一時金210万円、それから医療費やはり・きゅうなどの療養費、そして療養に要する手当を見ることとなっております。

この給付の内容につきましては、和解の基本合意とされた内容と同じでございます。このうち一時金につきましては、チツソが負担をいたします。医療費や療養手当については、国と県が負担することとなっております。

この申請受け付けを5月1日までに開始できるように、現在その準備を進めておる状況でございます。

次の79ページをお願いいたします。

地域の再生・融和の取り組みと地域福祉の取り組みを推進することといたしておりますが、(3)でございますが、胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業でございます。これは、胎児性患者等の方々が自宅で生活できるように、あるいは住んでいる地域の方々との交流を促進するために、それを支えている団体に対しまして補助を行うものがございます。

(4)水俣病患者施設の医療福祉機能向上支

援事業でございます。胎児性患者の介護を行っておられる御家族の方々は、将来も同じように続けていけるのか、御自身の体の問題もありまして、非常に不安を持っておられます。これまでどおりの状態が続けられるよう、水俣病認定患者の方々が現在療養されております水俣市の明水園に家族が御一緒に暮らせる生活支援施設を整備するものでございます。また、あわせて機能訓練室の整備も考えております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

80ページをごらんいただきたいと思っております。

当課の方では、水俣病認定業務の推進1つを掲げておりますので、説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

水俣病被害者の救済を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる通称公健法と言っておりますけれども、それに基づきます水俣病の認定申請者につきましては、疫学調査、認定検診等を行いまして、認定審査会での審査・答申をいただき、そして知事の処分を行っているものでございます。最高裁判決以降の認定申請者、現在、3月末現在で4,266名でございます。

(1)水俣病認定業務の推進でございます。9,000万円余予算計上しておりますけれども、公健法に基づく認定申請者につきましては、その下に書いておりますとおり、県職員によります疫学調査、それから各医療機関にお願いしまして、委託検診によります検診、なお、この検診につきましては、水俣市立の総合医療センター内に場所を借りまして、県から直接お願いした医師による検診もあわせて実施をしているところでございます。その後、認定審査会の方で審査をしていただきま

して、県の方へ答申をいただきます。その後、知事によりまして、認定、あるいは棄却の処分を行うという流れで事務処理を行っているものでございます。

それから、(2)でございますけれども、水俣病認定申請者治療研究事業ということで、3億9,000万円余を計上しておりますが、こちらは、指定地域に5年以上の居住歴があって、認定申請後1年を経過された方、一定の重い症状がある方は6カ月経過後になりますけれども、そのような方々に対しまして、処分が少し長くかかることがございますので、処分があるまでの間、医療費等の助成・支給を行っている事業でございます。

なお、当課といたしましては、このほか裁判等への対応もいたしておりますけれども、主要事業説明ということで、認定業務の推進の方の御説明ということでさせていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

説明資料81ページをお願いいたします。

まず、食の安全安心の確保でございますが、(1)の食の安全安心確保対策事業におきまして、昨年3月に策定いたしました第2次食の安全安心推進計画に基づきまして、県民、関係団体等が連携いたしまして関連施策を総合的に推進することとしております。

次のページでございます。

(2)の食品検査体制整備事業は、食の安全安心の確保と本県農林水産物の安全安心ブランド化を推進するために、生産から流通までの各段階にわたりまして年間計画を立てて、各関係部局が連携をいたしまして、農林水産物や加工食品に対する農薬の残留検査等を実施いたします。検査結果については、ホームページ等で適宜公表いたしております。

(3)のJAS品質表示指導事業は、産地偽装の防止とそれによる消費者の信頼回復を目的に定期的な巡回指導を実施するほか、食の安全110番などによる情報をもとに適宜調査を行い、九州農政局や警察とも連携をしながら、罰則等が強化されましたJAS法の周知を図るとともに、違反事例には厳正に対処してまいります。

次の83ページをお願いいたします。

消費生活相談窓口の機能強化についてでございますが、3月末に策定いたしました熊本県消費者行政の推進に関する基本計画に沿いまして、消費者行政の充実強化や多重債務者対策を推進することとしております。

まず、1の消費者行政の充実強化につきましては、昨年9月の消費者庁及び消費者委員会設置にあわせまして施行されました消費者安全法におきまして、地方で、消費生活相談等の業務を行うことや消費生活センターを設置すること等が規定されております。こうした中、国の交付金を財源として造成いたしました消費者行政活性化基金を活用いたしまして、平成21年度から23年度までの3年間で、県下全14市に消費生活センターを、また町村には消費生活相談窓口を設置していただくことを目指しまして、さまざまな事業を集中的に実施することとしております。

平成22年度は、(1)地方消費者行政活性化事業といたしまして、県や市町村の相談窓口の機能強化に向けまして、①から⑤まで、それぞれ記載しておりますような事業を実施することとしております。

2の多重債務対策の推進につきましては、県消費生活センターに寄せられる相談の中でも多重債務等に関するものが最も多く、また、家庭崩壊や自殺などにつながるケースも多いなど、深刻な社会問題となっております。そのために、今年度から、(1)多重債務者生活再生支援事業として、これまでの債務整理に向けた助言に加えまして、多重債務者

に対する生活再生に向けた家計診断及び家計管理についての助言や、債務整理中やあるいは債務整理後に発生いたしました臨時的な生活資金に対する貸し付けを行うこととしておりまして、生活再生までの一貫した支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

○松山交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

当課は、交通安全対策、安全安心まちづくり及び青少年対策を業務の柱としております。

資料は、84ページからでございます。

初めに、安全対策でございますが、その1つ、交通安全推進連盟等補助事業であります。県交通安全推進連盟等への補助を通して、交通安全運動を初めとする県民総ぐるみの運動等を展開してまいります。

その2は、県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業であります。交通安全対策の大きな課題であります飲酒運転の根絶と高齢者の事故防止、この2つを主眼とした県民参加型の広報活動を実施いたします。

その3は、交通事故相談事業であります。引き続き、相談員2名を配置し、相談業務の充実を図ってまいります。

次に、85ページ、安全安心まちづくりであります。

その1は、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業であります。県民の防犯意識を高めるための広報・啓発並びにモデル事業等を推進してまいります。

その2は、本年の新規事業となります自主防犯活動サポート事業であります。防犯活動団体の増大等により、犯罪の発生件数が減少傾向にあります。その活動の主な担い手はボランティア、特に元気な高齢者であります。そこで、そのような方々に対して、防犯活動等の取り組み要領や留意点等を共有し、さら

に意識も高めていただくとの観点から、防犯パトロール手帳を交付して活動の支援を図ることとしております。

その3は、犯罪被害者等支援事業であります。犯罪被害者等支援に関する取組指針等を踏まえ、県民への広報・啓発等、引き続き強力で推進してまいります。

最後に、86ページ、青少年対策であります。

その1が、少年保護育成条例実施事業であります。熊本県少年保護育成条例の適切な運用に基づき、有害環境の浄化活動等に取り組んでまいります。

その2が、熊本県ジュニアドリーム事業であります。県内の小学生・中学生を対象に、自然体験、あるいは異なる年齢集団による規律ある生活、さらには沖縄から来県する少年との交流活動を通して、思いやりとたくましさを持った少年の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

87ページをお願いいたします。

人権施策・啓発の推進でございますが、これは、県民の人権意識の高揚を目的とした広報・啓発などの事業と市町村が行います啓発事業などを支援する取り組みを内容といたすものでございます。

1の人権施策推進事業ですが、これは、本県の人権施策の方向性を検討するほか、民間団体を含めました各種団体と連携した啓発を行うものでございます。

2の広報・啓発事業でございますが、講演会や人権フェスティバル等の啓発イベントの開催、あるいはマスメディアなどを利用した広報などを実施するものでございます。

3の研修・人材育成事業でございますが、県内の企業・団体などにおきます人権研修担

当者の知識や研修技能の向上を支援するため、各種研修会等を開催するものでございます。

4の相談事業でございますが、県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付けるほか、県内の人権に関する相談機関との連携を図るものでございます。

5でございますけれども、市町村が行います講演会や研修の取り組みについて、全額国庫の法務省の委託事業を活用して支援するものでございます。

6につきましては、市町村が設置します隣保館等の運営に対して補助するものでございます。

人権同和政策課は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 ここで質疑を受けたいと思いますが、委員の皆さん方から質疑ございませんでしょうか。——いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、最後に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

横田病院事業管理者。

○横田病院事業管理者 病院局でございます。

平成22年度の病院事業の概要につきまして御説明を申し上げます。

県立こころの医療センターの運営形態が地方公営企業法の全部適用に移行しまして、丸2年が経過をいたしました。

移行当初は、社会的な医師不足の影響から本病院の医師確保が極めて困難な状況となり、常勤医師3名からのスタートで、老人治療病棟の閉鎖や新規外来の抑制等、極めて厳しい船出となりましたが、平成21年度以降は、常勤医師も5名を確保し、新規外来の抑制も一部解除し、徐々に病院の運営も安定し

てきたところでございます。

こころの医療センターでは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、県に設置が義務づけられた精神科単科の病院としまして、処遇の難しい患者等を積極的に引き受けるなど、県内精神科医療のセーフティネットの役割を果たしますとともに、先導的精神医療としましての社会復帰活動にも積極的に取り組むなど、県立病院としての使命や役割を果たしてまいりたいと考えております。

このため、昨年3月末、平成21年度から平成24年度を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

計画では、安定的な医師確保と繰入金削減に見合った経営体質の構築を大きな柱に、県立病院としての役割の維持・向上を図ることとしております。今年度も、同計画の実現に向けた推進プログラムを着実に実施しますとともに、効率的・効果的な運営を図り、収益の確保と経費の削減等に取り組んでまいります。

以上が病院事業の概要でございます。詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 総務経営課でございます。

88ページをお願いいたします。

平成22年度の病院事業会計の概要について記しております。

一般的な経営状況を示します収益的収支については、収入が16億円余、支出が15億9,000万円余の予算を計上しておりまして、何とか若干の黒字を確保したいというふうに考えています。

次に、投資や借入金の償還金に充てます資本的収支でございますけれども、収入につきましては、経済対策分として省エネ改修事業

に対する環境保全基金からの繰出金3,000万円余を計上いたしますとともに、支出分につきましては、同改修事業費と企業債の償還金合わせて2億3,000万円余を計上しております。これに伴う不足分につきましては、減価償却費とこれまで留保してきております資金等で充当する予定にしております。

続きまして、89ページをお願いいたします。

施設の概要等でございます。

昭和50年11月1日に県立病院として開設しております。平成9年4月1日に全面改築いたしますとともに、名称も県立こころの医療センターに変更しております。病床数は200床でございます。ただし、高齢者病棟50床は、平成20年4月以降、医師の不足と民間医療の充実等により休止しております。職員数は、平成22年4月1日現在で88名を配置しております。

運営形態は、経営基盤を強化し、経営権限と責任を明確にするため、平成20年4月1日より地方公営企業法の全部適用に移行し、専任の事業管理者を配置しております。組織も県の一地方機関から県設置の地方公営企業となっており、臨時や非常勤講師の任用等の弾力的運用、職員の全員参加の経営等の独自の運用等を行っているところでございます。

90ページをお願いいたします。

現状と課題等について、2つの課題について記しております。

平成22年度の経営の概況でございますが、当初予算のうち収益的収入については、入院・外来患者といった医業収益を8億4,000万円、一般会計繰入金などの医業外収益7億5,000万円、収入全体で16億円。一方、支出面では、給与費、診療材料費、経費といった医業費用を14億8,000万円余、企業償還金の利息など医業外費用を1億円余、支出全体としては15億9,000万円余を計上しております。先ほども申しましたとおり、若干の黒字

を確保する見込みでございます。

あわせて、21年度につきましても、おおむね2,000万円程度の黒字を計上する見込みでございます。今後とも、経営基盤の強化に努めてまいりたいと思っております。

もう1点でございますけれども、医師確保につきましては、平成20年4月の常勤3名体制から、21年4月以降2名確保できまして、常勤5名体制として、不足分については、熊大等からの非常勤の医師を派遣していただきまして対応しております。

しかしながら、医師不足の状況は変わっておりません。とりわけ中堅医師が不足しております。今後とも、熊本大学等と協議しながら、さらなる常勤医師の確保に努めますとともに、中堅医師の確保、養成に努めてまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで質疑を受けたいと思います。

質疑、ございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、福島少子化対策課長、報告をお願いします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

冒頭、部長より御報告申し上げました福岡市で発生しました児童虐待が疑われる暴行事件につきまして御報告・御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

1の事件の概要でございますが、3歳女児を自宅で、高さ約35センチのテーブルから背

中を突き飛ばしまして落とし、意識不明の重症にさせたとして、4月12日、月曜日、その母親が暴行容疑で逮捕されております。

女兒には多数のあざややけどの跡等もあったことから、虐待の疑いもあると見られ、取り調べ中でございます。なお、女兒は、福岡市内の医療機関で入院治療中でございます。

次のポツでございますが、また、事件発生日の午前2時ごろから女兒を浴室に6時間以上閉じ込めたとして、ちょっと書いてございませんが、4月17日、土曜日、継父が監禁容疑で逮捕されております。

2番、経緯でございます。

本県の児童相談所とのかかわりについて御説明申し上げます。平成18年12月22日、母親から、子供を育てられない、子供の世話ができないという養護相談が県の中央児童相談所にあっております。

同月28日、虐待、育児放棄を理由としまして女兒を入所措置したところでございます。姉につきましても、一たん一時保護しまして、その後入所措置をとっているところでございます。

その後、昨年7月からでございますが、現在の御主人と知り合い、福岡市へ転居されました母親から、女兒らと同居したい、引き取りたいとの申し出がございまして、親子の関係づくり構築のために、母親宅等に合計6回外泊をしてもらっております。なお、母親宅等の等は、本県内のその母親の母親、祖母宅でございます。

それから、12月25日、冬休みに入ったということで、福岡の母親宅で長期外泊させるとともに、きちんと子育てができるかどうか判断をするために、福岡市のこども総合センターに女兒らの家庭環境調査を依頼したところでございます。

なお、この際には、どういう経緯で入所措置がなされたかの経緯とか、過去の刑事記録書等の写し等を渡しているところでござい

す。

その後、1月5日に、同センターから、親子関係については非常に良好と、家庭環境もよいと、母子ともに元気で明るいといった回答を得まして、その後、1月8日、中央児童相談所は家庭復帰が可能と判断しまして、措置解除をいたしたところでございます。女兒と姉が福岡市の母親のもとへ家庭復帰というところでございます。

2ページでございます。

問題点等を整理しております。

厚生労働省から、平成20年3月14日に、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインが示されております。その中で、家庭復帰後の保護者援助につきましては、「一定期間(少なくとも6カ月間程度)は、児童福祉司により措置指導等又は継続指導をとるもの」とされているところでございます。

本件につきましては、家庭復帰に向けて女兒の外泊等を行い、さらに親子関係や家庭環境は良好との福岡市からの調査回答を踏まえまして、家庭復帰が可能と判断し措置解除をいたしたところでございますが、福岡市に対しまして、そのようなガイドラインに基づきました依頼等が十分でなかったのではないか、引き継ぎを十分に行っていなかったというふうに考えております。

この点につきましては、認識・判断が甘かったというふうに考えております。改めておわび申し上げます。

なお、今回、この事件が発生したことから、同様なケースがないか調べまして、平成21年度におきまして、本県から県外の家庭復帰ケースを再確認しました。施設入所された子供さんが県外に復帰されたケースが2件ございまして、これにつきましては、きちっと適切に引き継ぎがなされておりました。

また、あわせまして、一時保護状態から県外に復帰されたケースも1件ございました。これにつきましても、調べましたら、きちつ

と引き継ぎがなされておったところでございます。

4 今後の対応でございますが、今回の事件を教訓といたしまして、再発防止に向けて、福岡市とも緊密に連携・協議を行いまして、検証をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 先ほども部長の冒頭の説明要旨の中でも、引き継ぎが十分でなかったと思っておりますという、こういうお話があって、今また同じようなことが。これは、電話では連絡したという話ですけれども、文書で連絡をとるといふ、そのシステム上の問題があるんじゃないかという話を聞いておりますが、その辺いかがですか。

○福島少子化対策課長 今回の件につきまして改めて見ますと、まず12月25日に福岡市に依頼したときに、先ほども触れましたが、過去の記録書の写しとか経緯等、これは文書できちっと出しておきまして、文書をお願いしたところでございます。

ただ、反省すべきは、その後、1月5日の回答を得た後に、家庭復帰が可能と判断し措置解除したわけですが、その際に、もう一押しきちっと依頼をしておくべきだったんじゃないのかなど。要は、12月25日の行為がちょっとあいまいだったのかなど。こちらとすれば、それなりの情報をきちっと与えたつもりだったんですけれども、念押しといいますか、そういったものがより必要だったんじゃないかなというふうに、今のところ、また改めていろんな方面から検証を行ってきたい

と考えておりますが、そのように感じているところでございます。

○鬼海洋一委員 ちょっと気になったのは、この13日付の讀賣新聞で、相談したのは佐藤所長が失念していたという、その対応を怠ったことみたいだったというぐあいになっているんですよ。そうすると、今のお話では、文書はあったという話ですけれども、システム上、そういうケースの場合に、電話でもやる、文書でもやる、じゃあ怠ったところはないじゃないですか、今話を聞きますとね。どこが問題だったのか。この失念というこの表現というのは何を指しているのかということが、具体的に把握されなければ問題の改善にはやっぱりならないんじゃないんですかというところで、先ほど質問したわけですよ。

○福島少子化対策課長 児童相談所におきますこういった引き継ぎ等について申し合わせ等もやっております、基本的にケース移管ということで、引き続きこのケースについては、引き継いだところが指導していくというケース移管というのと、もう一つは、そこまできちんと文書でお願いするという、基本的には2つございますが、今回は 家庭調査の依頼をただ、見方によってはですね。そこがちょっとはっきりしてなかったのかなど。

○鬼海洋一委員 だから、家庭調査の依頼はして、家庭調査の結果が返ってきたと。家庭調査をした結果は別に問題ないよだというふうにこちらの方に届いたと。したがって、向こうに渡すときに、その後の対応について十分な問題点に対する心配の旨を伝えていなかったということが失念のことなんですか。だとすれば、そこに、そういうケースの場合に、やっぱりどれとどれとどれは、やっぱり

システム上整備をしてやるというような具体的なものがなければ、あるいはそういう改善を明確にしていかなければ問題の改善にならないですね。だから、その点を私は言っているわけですし、その判断そのものが今振り返ってどうかというものではありませんで、やっぱり具体的なそういうケースの場合には、1点、2点、3点、何を整備するという具体的な方針をこの際お出しになる方がいいんじゃないかというふうに思っておりますから、その辺をぜひぴしっとしていただきたいというふうに思います。

○福島少子化対策課長 わかりました。その点を今後再発防止に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○溝口幸治委員長 ちょっといいですか。私も説明を受けているし、私の感覚では——私の感覚が間違っと思ったら間違っると正していただきたいんですが。いわゆる家庭環境の調査を依頼して、そのやりとりをしながら、最終的には措置を解除しますということも含め、その人のこともしっかり伝えていたけれども、要は最終的に文書でそのことをしっかりと福岡市側に提出していなかったと。だから、その最後の文書を最後までやってなかったということが問題だったわけじゃないんですか。その前段のいろいろな状況も電話とかのやりとりではしっかり伝えていたけれども、最後の文書を出してなかったと。ここだけが問題ではないんですか。

○福島少子化対策課長 まさにそういうことだと認識しております。

○溝口幸治委員長 いいんですね。——わかりました。

ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

その他で何かほかに。

○堤泰宏委員 13ページの一番下、地域自殺対策緊急強化基金事業、それから83ページが多重債務対策の推進、これはよく似たことと思うんですね。結局この多重債務というのは、連帯保証人をとるから貸すんですね。債務者はもうだれでもよかですよ。連帯保証人に資力があれば貸すんですね。それで、結局、連帯保証人を立てたことによって、債務者が非常に連帯保証人に迷惑をかけたくないという面で自殺する人が多いような気がします。私の知った人も何人も自殺しています。

特に、農家が農業関係の融資を受けるときには、これは多重債務とはまた別ですが、多重債務の面もありますよね。3人、5人連帯保証人をとるんですね。これ、共保証と言うんですね。そして、1人が行き詰まると、3人、5人ぐらいに必ず迷惑がかかると。責任感のある人というかな、まじめな人は、自分はいいい、ただ保証人には迷惑かけられぬと言うて保険金を当てにして自殺するんですね。こういうケースが私はかなりあると思うんですね。年間3万人のうちの3割、ひょっとしたらもっとあるような気がします。

それで、結局サラ金に銀行がしばらく——今は締め上げていますよね、しばらくの間、かなり融資をしとったんですね。そして、過払い金で弁護士からやられてサラ金が厳しくなると、今は金融監督庁が指導に入って銀行はサラ金に金をほとんど出さぬようになったですもんね。質屋も一緒ですよ。質屋に対しても一緒。そつで、結局何かサラ金に勤めとった従業員の失業とか、それはもう枝葉末節であると思うけれども、これは事実ですね。国の悪口を私は余り言うのとじゃないけれども、金融監督庁あたりに、これは県警あたりから提言をされて、もう連帯保証人となるなど、本人に返済能力がなければ銭は貸すなど。私はそういうことを言う時期が来ると

ような気がするですね。それでないと、自殺の数はもっともっとふえますよ、これ。何かちょっと。

○溝口幸治委員長 駒崎部長からお答えさせていただきます。

○駒崎環境生活部長 それでは、まとめてお答えいたします。

83ページに書いておりますのは、サラ金などから借金をいたしまして、自己破産などをして債務整理はできたけれども、その後、なかなか次の資金が借りられないので、子供の入学とか家族の入院とかで一時的な資金があるときに、やみ金に走ってしまって——きょうもNHKの朝のニュースでちょっとやっていたけれども、そうしたことで新たな借金地獄に陥るのではないかということで。生活再建の意欲もあるし、何とかぎりぎりながらも再建のペースに乗ってきた人が、そういうちょっとしたことで再び借金地獄に落ちないようという配慮で取り組もうということで、これは、昨年の9月県議会で請願がございまして採択されました関係もありまして、県の方で取り組んだという面もございます。

今、堤委員がおっしゃっているのは、いろいろニュースは見聞きいたしております。共保証の関係で、商工業者のケースもありますし、農業者のケースもあるかと思いますが、お互い共保証している人たちが集団で自殺をされたようなニュースも聞いております。

そうしたこともありまして、83ページの環境生活部で行っている事業が直接そこまでカバーできるかどうかわかりませんが、少なくともいろんな債務相談には応じてまいりたいと思っております。

委員長からも、商工会議所にもそういう相談が多々あるので、そこら辺と連携してはどうかというアドバイスもいただいておりますので、そうした多面的な取り組みを広げてい

きたいと思っております。

それから、連帯保証人をとるケースにつきまして、連帯保証をとららない、これは、なかなか法でそこを規制するかどうかというのは難しいところもございます。連帯保証をとらないと多分貸す方はなかなか貸さなくなる、ただでさえ貸し渋りがある中で、借りた いけれども借りられないという人が出てくる可能性もさらに出てくるかと思えます。ただでさえ、今度の貸金業法の全面改正で非常に金利も下げられますので、貸す側は非常に一貸しても安全という人しか貸さなくなるということで。それから、収入の3分の1を超える借金を既に持っている人は新たに借りられなくなりますので、非常に貸し渋りという現象も出てまいりますので、連帯保証をとら ないということを一面的にまとめますと、経済の機能・信用保証の機能が損なわれて、借りれば何とか資金が回る、資金繰りがつくという人が借りられなくなる可能性もあるかもしれません。そこは、ただ、委員がおっしゃったように、連帯保証を立てることがいろいろ不幸な事件を招いているという実態もござ いますので、県として、あるいは警察本部と御相談しながら、どういうことができるかはよく考えてまいりたいと思っております。

御指摘の趣旨をよく踏まえて取り組んでまいりたいと思えます。

○鬼海洋一委員 最後をお願いをさせていただきたいというふうに思います。

きょう見てみましても、かなり課長、次長さんを含めて新しく就任された方々が多数いらっしゃる。1年、2年とか新しく変わるとい、それから、職員も同じように2年とか3年とかということではずっと回ってくるんだというふうに思うんですが。実は、それぞれの案件というのは、きょうも例えば水俣のダイオキシンのしゅんせつの問題もありましたが、過去、本会議等でも議論された中身がか

なりある。そういう案件が扱われる場合が各課で出てくるというふうに思うんですが、恐らくそうはされているんだろうと思いますけれども、過去の議論の中身等についても、いよいよこの1年始まるわけですから、それぞれの担当課で、審議員だとか係長あたりも集めていただいて、勉強会あたりを開いていただきながら、事業の継続あるいは案件の継続という意味で、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと。

過去にも、実は何回か質問するときに、あんたんとこで前に質問しとったかなというような、そういう過去に質問した案件に対する感覚が非常に薄いところあたりも出てきておりましたので、改めて、あえてお願いしておきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 そこは、ベテランの先生方、委員長経験者、副委員長経験者もいらっしゃいますので、いわばこっち側が歴史はよくわかっていますので、それに著しく温度差が激しいときには、厳しくこちら側も追求をさせていただきますので、その覚悟を持って対応をお願いいたします。

それでは、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、私の方から1つ提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来会議規則第81条により、委員会としてこれを議長に申し出るようになっております。しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等については、委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

ほかになれば、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後4時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長